

全国外国人雇用協会 VISA Report



一般社団法人
全国外国人雇用協会
National Foreign Employment Association

《 在留資格や人材紹介の専門家をご紹介します ☎ 03-6206-8058 》

【概要】 経営上の留意点

- ある調査によれば、在留資格が切れた後も日本で働きたい外国人が減っているという。理由のトップは「円安による賃金水準の低下」。日本が「選ばれる国」になるため、外国人に合わせた制度に変えるべきという論調は少なくない。2030年時点で419万人、2040年には674万人の人手不足が発生するが、2030年の外国人労働者は356万人、2040年は632万人と予測されており、それぞれ63万人と42万人足りないと予測されているからだ。だからと言って「諸制度を外国人に合わせるべき」という論理は飛躍しすぎている。
- 冷静に見れば、同調査で「在留資格が切れた後も日本で働きたい」と答えた人は91.0%（2022年96.8%）もいる。ベトナムは85.9%と低いが、中国97.8%、ミャンマー97.0%、ネパール96.9%など引続き高水準の国もある。
- 大言壮語を吐く前に、目の前の課題を解決すべきだ。その中でも最優先されるべきは、雇用者のスタンスである。未だに「内定すれば来てくれるはず」という思い込みが強いが、「自社の魅力を十分に伝えて口説く」という心構えの採用担当者は少ない。円安を云々する前にやるべきことは山積している。

- 法人会員は、VISA Report で宣伝されている商品やサービスについて、特別サービスや割引等の特典を享受することができるほか、弊協会が「優待措置合意証書(緑のステッカーを貼った青いノート)」に記載した「入社御祝金」を購入代金の一部(最大50%)に充当できます。詳しくは、代表理事にご質問ください。

【株式会社江角商事】 <https://r.gnavi.co.jp/r96ap68v0000/>

法人会員の方は、下記の店舗において10%の割引を受けることができます。

- 桃源郷(四季旬彩とお酒) 丸の内線淡路町駅から徒歩1分
—— なか卯とフレッシュネスバーガーの間の道をまっすぐ
徒歩5分。このビルから「あつという間」に着きます。



10%の割引をご希望の方は、下記連絡先に事前にお申し込みください。

—— 株式会社江角商事 代表取締役 江角桃恵

電話 03-5577-6693 (ただし、割引上限は5,000円とします)

【オークニ商事株式会社】 <https://okunicorp.com/service/>

法人会員の方は、下記の店舗において10%の割引を受けることができます。

- サカナメルカート・ゼン(バル) 池袋 WACCA 店
—— 新鮮な産直魚介と厳選した上質なワインで人気。
- 産直鮮魚 魚こめ屋(レストラン) イオンモールつくば店
—— 産地直送のマイスター厳選のお米におぼんざいをどうぞ。
- とん勝 武蔵(とんかつ) イオンモール柏店・東京競馬場店
—— サクサク&ジューシーな絶品とんかつを提供しています。
- HANAO CAFE(レストラン) 池袋パルコ店・西武所沢店(千葉)等
—— ハワイのカフェに訪れたかのような店内。
ロコモコやパンケーキをご堪能ください。



10%の割引をご希望の方は、下記連絡先に事前にお申し込みください。

—— オークニ商事株式会社外食事業部部長 山本晋資(ヤマモトクニスケ)

電話 03-6806-5217 (ただし、割引上限は5,000円とします)

CONTENTS

【概要】 経営上の留意点.....	1
【参考】 バックナンバー紹介.....	5
【報道】 法令違反（入国管理法違反・外国人逮捕・留学生犯罪を含む）	6
【報道】 入国管理（入管行政・法令制度・政治動向を含む）	11
【報道】 ビジネス（経済事情・景気動向・企業活動を含む）	18
【報道】 生活環境（就活事情・文化問題・人口風景を含む）	24
【報道】 海外事例（海外報道・移民事情・難民問題を含む）	33
【論評】 外国人や日本に係る評論（経済・企業・人口）	39
【資料】 法務大臣閣議後記者会見の概要（2024.4.5）	47
【国会】 第 210 回国会 参議院法務委員会（2022.11.17）	52

《注目記事》

2024.4.19 「日本在留の外国人が日本で働きたくない理由？」（ITmedia）

- マイナビグローバルは、日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能への意識に関する調査を行った。現在の在留資格が切れた後も日本で働きたい人は9割強、働きたくない理由の1位は「円安」だった。

2024.4.17 「ベトナムで拡散される日本の職場のパワハラ動画」（GOETHE）

- 2022 年末に韓国に出張した。サムギョプサルを食べに入店すると、ベトナム女性が迎えてくれた。学生で情報工学を学びに来たという。「日本は選ぼうとしませんでしたか」と訊くと「韓国しかありません」と答えてくれた。外国人で日本語を学ぶ人が少なくなっている、ともよく聞く。

2024.4.17 「衰退ニッポンが外国人労働者から見捨てられる日」（現代ビジネス）

- 国立社会保障・人口問題研究所が最新の将来推計人口を発表し、大きな話題になった。50年後の2070年には総人口が約8700万人、100年後の2120年には5000万人を割るという。

【報道機関の方々へ】良質な記事を会員に数多く紹介したいと考えているため、掲載検討対象を幅広く捉え、出典・年月日・URLを明記した上で、必要最小限の編集を施し、記事の一部を転載させていただいております。転載を一切希望されない場合は、掲載対象から除外いたしますので、事務局（03-6206-8058）にお知らせください。

この広告スペースにおいて、弊協会の法人会員に対する商品やサービス等の
宣伝を希望される方は、代表理事にご相談下さい。無料で掲載できます。

この広告スペースにおいて、弊協会の法人会員に対する商品やサービス等の
宣伝を希望される方は、代表理事にご相談下さい。無料で掲載できます。

この広告スペースにおいて、弊協会の法人会員に対する商品やサービス等の
宣伝を希望される方は、代表理事にご相談下さい。無料で掲載できます。

【参考】バックナンバー紹介

全国外国人雇用協会の「VISA Report」は、法令違反・入国管理・ビジネス・生活事情・海外事例・評論等に分類したうえで外国人雇用に関連する各種報道を紹介するだけでなく、入国管理法や判例の解説、国会での論議や統計の分析を、会員になるべく早くお届けするため、タイムリーな発行を心掛けております。

定期的な発行を旨としつつも、外国人雇用に関する報道に合わせ、適時発行しており、「VISA Report」を継続して読んでいただければ、外国人を雇用する経営者が知らなければならない知識を自然に身に付けることができます。

これまでに発行された VISA Report のうち、経営者や雇用主に熟読をお薦めするバックナンバーは下記のとおりです。読みたい記事や入手したいバックナンバーがある場合は、03-6206-8058（事務局）にお問い合わせください。

- Vol.186 芋蔓式捜査は有効かつ迅速！（2018.6.20号）
- Vol.200 知らなかったことにすればいい？（2018.7.10号）
- Vol.284 大企業はリスクが小さい？（2018.11.7号）
- Vol.357 やはり製造業派遣はヤバイ！（2019.2.28号）
- Vol.479 入管法を知らないと危険です（2019.8.29号）
- Vol.654 派遣先企業も摘発される時代（2020.5.20号）
- Vol.664 入管が現場研修を明確に認める（2020.6.3号）
- Vol.751 なぜ親会社の社名を報道しないのか？（2020.11.20号）
- Vol.768 梅蘭事件の結末から何を学ぶべきか？（2021.1.6号）
- Vol.786 外国人派遣業者を大掃除できるのか？（2021.2.24号）
- Vol.832 在留資格制度の規律が失われていく？（2021.8.3号）
- Vol.834 大手の外国人派遣は摘発されないのか？（2021.8.16号）
- Vol.836 摘発対象は派遣先にまで広がるのか？（2021.9.7号）
- Vol.850 遂に派遣先が逮捕される時代になった？（2021.11.26号）
- Vol.865 外国人派遣の違法性を警察が認めた（2022.2.7号）
- Vol.867 派遣先の大企業はお咎めなしなのか？（2022.5.2号）
- Vol.870 日本ハムの工場で100人が偽造在留カード（2022.8.16号）
- Vol.874 不法残留と偽造在留カードと違法派遣（2023.6.21号）
- Vol.881 警察は派遣先の違法行為を摘発できるか？（2023.10.2号）
- Vol.901 労働者派遣法違反か？不法就労助長罪か？（2024.3.26号）

【報道】法令違反（入国管理法違反・外国人逮捕・留学生犯罪を含む）

2024.4.15「在留期限を過ぎても販売店で働く 中国国籍女を逮捕」（大分放送）

- 大分県中津市で、在留期限を過ぎても日本に不法に残留していたとして、中国国籍の女が逮捕されました。入管法違反（不法残留）の疑いで現行犯逮捕されたのは、中国国籍で中津市内に住む、食品販売店従業員の33歳の女です。警察によりますと、女は2023年の2月7日までに、在留期間の更新や変更を受けずに、在留期限を過ぎても日本に不法に残留した疑いです。福岡出入国在留管理局に「不法残留と思われる中国人女性が中津市内にいる」との情報が寄せられ、今年2月、管理局から連絡を受けた警察が捜査していました。不法残留の裏づけが取れたため、警察が15日午前9時17分、現行犯で逮捕しました。女は2019年の10月に技能実習生として入国していて、警察が経緯を詳しく調べています。女は認否について認めています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/eca27085a17767042be4e034a5397aa1e90ce428>

2024.4.17「関空の保安区域に無断侵入容疑、中国籍の男逮捕」（読売新聞）

- 関西空港の保安区域内に無断で立ち入ったとして、大阪府警関空署は16日、中国籍の男（35）を建造物侵入容疑で逮捕した。旅行で14日夜に香港から関空に着いたが、スマートフォンの故障で旅行費用を決済できなくなり、24日の帰国便まで島内で過ごすつもりだったという。発表によると、男は15日午後9時20分頃、関空の保安区域内の国際貨物地区にある地方合同庁舎敷地内に、入場手続きをせず侵入した疑い。フェンスを越えて保安区域に入るのを見た人が警備会社に通報。同署が捜索したところ、合同庁舎前に座り込んでいるのを発見したという。男は調べに対し、「フェンスの向こうなら空腹をしのげるのではと考えた」となどと供述しているという。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/efbcf371980cf3ee44c71f94e6f1324b2ab5ff14>

2024.4.18「米海兵隊の男 強盗未遂 コンビニにナイフ所持し侵入」（琉球新報）

- 沖縄県警は18日、同日午前1時ごろに宜野湾市内のコンビニエンスストアにナイフを持って侵入し、金を奪おうとしたとして、強盗未遂と建造物侵入容疑で米軍普天間基地所属の米海兵隊上等兵の男（20）を逮捕した。レジの鍵が開かず、金は奪えなかった。けが人はいない。容疑を認めている。逮捕容疑は18日午前0時55分ごろから同1時5分ごろまでの間、金品を奪う

目的でナイフを所持し、宜野湾市内のコンビニに侵入して、レジスターを物色した疑い。当時店内には従業員 1 人がいたが、バックヤードで作業中だった。従業員が防犯カメラで全身黒の服装でフードをかぶった侵入者を確認し、店から避難しながら「黒づくめの男がカウンターに入ろうとしている」と通報。警察官が現場に駆け付けた時には、自称上等兵が店から出ようとするところだった。自称上等兵は逃走したが、現場付近の路上で身柄を確保した。今回被害にあったコンビニに近い別のコンビニでは、今年 3 日に店員が刃物を突き付けられて約 13 万円を奪われる強盗事件が発生している。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/98c3c7f51f916342947b1b06ebe30e2cb711dd7a>

2024.4.18 「私服警官に声かけ逮捕 客引きへの注意よびかける」 (ANN)

- 神奈川県警は 17 日、県内各地の歓楽街で客引きの一斉取り締まりを行い、風営法違反などの疑いで男女 11 人を逮捕しました。神奈川県警によりますと、風営法違反や県の条例違反で逮捕されたのは外国人を含む 20 代から 70 代の男女 11 人です。県警は横浜市や川崎市など 11 の地区を「歓楽街総合対策推進重点地区」と位置付けていて、17 日に 103 人の捜査員を動員して一斉にパトロールを行いました。男らは私服の警察官に「マッサージあるよ」「若い子いるよ、安くするよ」などと声を掛けたということです。県内の歓楽街では新型コロナウイルスが 5 類に移行してから人の流れが増えていて、去年は客引きでの検挙が 49 件になり、おととしから倍増。県警は客引きで入った店で法外な料金を請求されるトラブルもあることから、新入社員や大学の新歓シーズンで歓楽街を訪れる際は十分、注意してほしいとしています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8ac17791b7980473578b16837c7730ad8c3e5316>

2024.4.18 「不法収益で新電力会社乗っ取り、中国籍の男逮捕」 (朝日新聞)

- 不法に得た収益で新電力会社を買収して乗っ取ったとして、警視庁は 17 日、会社役員で中国籍の野口剛容疑者 (43) を組織犯罪処罰法違反 (不法収益を用いた事業経営支配) の疑いで再逮捕し、発表した。犯罪収益を使った既存の会社の乗っ取りの摘発は全国の警察で初めてという。野口容疑者はこれまで、飲食店などとうその電気小売り契約を結ぶなどしたとして逮捕、起訴されている。不法収益は計 11 億 7400 万円に上るといふ。再逮捕容疑は 2020 年 3 月～4 月、不法に得た収益の一部の 450 万円を使い、新電力会社「第一日本電力」の全株式を取得。自身が代表取締役を務める会社の子会社にし、代表取締役として男性社員を送り込んだというもの。野口容疑者もその後、

同社の代表取締役役に選任され、実質的に経営権を握ったという。同課は、野口容疑者が同社の経営権を握ることで、自身が行っていた電気小売り事業の違法性を隠す狙いがあったとみている。同社を巡っては、野口容疑者が経営権を握った後、法律に基づく定期報告がされなかったとして、経済産業省の委員会が設立後初めて、小売り電気事業の登録を取り消すよう勧告していた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ee158f1665e4ab4036efcfb77c6716ce56c30358>

2024.4.15「酒を飲んで事故を起こし逮捕のアメリカ兵 3人逮捕」(琉球放送)

- 酒に酔って車を運転し、横転事故を起こしたアメリカ空軍兵。基準値のおよそ5倍のアルコールが検出されたにも関わらず、「事故を起こすほど飲んでいない」と供述したということです。浦添市の国道で13日午後、乗用車が横転する事故があり、警察は嘉手納基地所属で28歳のアメリカ空軍2等軍曹を酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕しました。逮捕された2等軍曹は、浦添市牧港の国道58号で宜野湾バイパスから那覇方面に乗用車を走らせていたところ何らかの理由で横転し、反対車線にはみ出して停止しました。駆けつけた警察官が2等軍曹に事情聴取した際、呼気から基準値のおよそ5倍のアルコールを検出したため現行犯逮捕したということです。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1253c7e150bacc894a615b345fa18a8a9ba4bfc3>

2024.4.14「金武でも米兵逮捕 酒気帯び運転疑い」(琉球新報)

- 沖縄県警石川署は13日、金武町金武の町道で、基準値を超える酒気を帯びた状態で普通自動車を運転したとして、道交法違反(酒気帯び運転)容疑で米軍キャンプ・ハンセン所属の海兵隊上等兵の男(20)を逮捕した。「キーラを割って飲んだが、抜けていると思った」と容疑を一部否認している。逮捕容疑は13日午前4時45分ごろ、町道で飲酒運転をした疑い。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0416c1056d85ac40f56cf0f09a79e6bcdacc095b>

2024.4.17「美容師免許持たずに美容行為か ベトナム男2人を逮捕」(毎日放送)

- 美容師免許を持っていないにも関わらず、ヘアカットやパーマなどの美容行為を行ったとして、ベトナム国籍の男2人が逮捕されました。美容師法違反の疑いで逮捕されたのは、ベトナム国籍で福岡市博多区堅粕にある美容室の経営者、グエン・ヒュー・コン容疑者(26)と、従業員のグエン・ヴァン・ティン容疑者(30)です。警察によりますと、2人は美容師免許を持ってい

ないにも関わらず、去年9月21日、ベトナム国籍の女性客（20代）に対してヘアカットやパーマなどの美容行為を行った疑いが持たれています。去年8月下旬、警察に情報提供があり事件が発覚しました。おとし8月に店をオープンした2人は、SNSを使って客を集め、男性のヘアカットを1500円、女性のヘアカラーを2万円台に設定するなどして美容行為を行っていたとみられています。取り調べに対し、グエン・ヒュー・コン容疑者は「どのように弁解していいのかわからない」、グエン・ヴァン・ティン容疑者は「日本で美容行為をしたことはありません」と話し、容疑を否認しています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/438e816ab0ceb382cbac2e4eb890372f4d7be9f8>

2024.4.13「末端価格 2300 万円の合成麻薬、密輸 ベトナム人逮捕」（読売新聞）

- 合成麻薬「MDMA」をベトナムから密輸したなどとして、大阪府警関西空港署は12日、ともにベトナム国籍で無職（23）、配達業（24）の両容疑者を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的共同輸入）などの容疑で逮捕したと発表した。大阪税関関西支署は、2人を関税法違反容疑で告発した。発表では、2人は別の氏名不詳者らと共謀。昨年11月20日、ベトナムから関西空港に入国したベトナム人を「運び屋」に使い、ドライフルーツの袋に隠したMDMA約3800錠（末端価格約2300万円相当）を密輸するなどした疑い。昨年10月25日、別のベトナム人が麻薬「ケタミン」約200グラムを高圧洗浄機の中に隠し、ベトナムから関西に密輸しようとしたのを税関職員が発見、摘発した。その後の捜査で両容疑者が浮上。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/43c98b9fd4982e8b0acabe3aa54147bfc2818595>

2024.4.17「合成麻薬 MDMA を密輸入疑い ベトナム女を逮捕」（群馬テレビ）

- 先月6日、ハンガリーから国際郵便で合成麻薬MDMAの錠剤1800錠を営利目的で輸入したとして、ベトナム国籍の女が再逮捕されました。麻薬及び向精神薬取締法違反の疑いで再逮捕されたのは、ベトナム国籍での工員・レーティトウエトリエン容疑者（23）です。警察によりますと、レー容疑者は先月6日、ハンガリーから国際スピード郵便で合成麻薬MDMAの錠剤1800錠、約1080万円相当を営利目的で輸入した疑いがもたれています。先月13日、東京税関から県警に通報があり事件が発覚しました。MDMAは、お菓子と一緒に段ボール箱につめられていたということです。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/5e0803b12f3f54e193f86a72498a83c80cb95ec1>

2024.4.18「女子高校生の尻を触ったか スリランカ人男を逮捕」(毎日放送)

- 先月、福岡市内で通学中の女子高校生の両肩を後ろから押さえつけ尻を触ったとして自称スリランカ国籍の46歳の男が逮捕されました。事件の前日も女子中学生が同様の被害にあっていて、警察は関連を調べています。不同意わいせつの疑いで逮捕されたのは自称・三重県桑名市に住むスリランカ国籍の職業不詳の男(46)です。男は、先月9日の午前8時すぎ、福岡市内で通学中の(当時)高校2年の女子生徒の両肩を後ろからいきなり押さえつけ尻を触った疑いが持たれています。警察によりますと、女子生徒の家族が警察に通報して事件が発覚。防犯カメラの映像などから男の関与が浮上したということです。取り調べに対し男は、「尻を触ったことなどはあります」と容疑を認めているということです。事件の前日には現場近くで女子中学生が同様の被害にあっていて、警察は関連を調べています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/4e73af6f7cfbee97fe334b9e4f4ce702f9be2c6c>

2024.4.13「NPO 法人役員フィリピン女 傷害容疑で逮捕」(九州朝日放送)

- 13日未明、佐賀市で男性を包丁で切り付けてけがをさせたとして、福岡市に住むNPO法人の役員を務めるフィリピン国籍の女が緊急逮捕されました。NPO法人役員でフィリピン国籍のロドリゲスマリアフェマンガバット容疑者(53)は13日午前0時ごろ、佐賀市に住む60代の男性を包丁で切りつけ、右の太ももにけがをさせた疑いがもたれています。男性からの119番通報で連絡を受けた警察官がかけつけ、男性の自宅にいたマンガバット容疑者を緊急逮捕しました。マンガバット容疑者が役員を務めるNPO法人は、外国人留学生の支援を行っているということです。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/21245fb5c92a7be2cc9f16d6b9b8aa6d213a3b3e>

2024.4.17「赤ちゃんの遺体 遺棄した容疑でフィリピン国籍の女逮捕」(FNN)

- 車の中に生後まもない赤ちゃんの遺体を遺棄したとして、愛知・蒲郡市に住むフィリピン国籍の20歳の女が逮捕された。逮捕されたのは、フィリピン国籍で蒲郡市に住む派遣社員、ガトス・アン・マリ容疑者(20)で、4月11日から16日までの間に、軽ワゴンの車内に男の赤ちゃんの遺体を遺棄した疑いが持たれている。蒲郡市内の病院から、「腹痛を訴えて来院した女性が直前に出産した疑いがある」と通報があり、事件が発覚した。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/157cedf139caacfb5dbedbad6fb037e271afa2fd>

【報道】入国管理（入管行政・法令制度・政治動向を含む）

2024.4.13「川口の仮放免者 700 人、大半はクルド人か」（産経新聞）

- 難民認定申請中で入管施設への収容を一時的に解かれた不法滞在状態の「仮放免者」が、埼玉県川口市内に 700 人程度いることが 13 日、出入国在留管理庁のまとめで分かった。大半はトルコの少数民族クルド人とみられる。仮放免者の情報はこれまで、本人が希望しない場合は当該自治体へ通知されず、自治体にとって実態把握が困難だった。このため、自治体から要請があれば入管庁から仮放免者の情報が提供されるよう、入管難民法の運用を見直した。
- また、6 月 10 日施行の改正入管難民法では、仮放免者に「仮放免許可書」の携帯を新たに義務づけ。携帯しやすいよう、許可書の大きさを従来の A4 判からカード大のサイズに変更するという。川口市内では近年、クルド人と地元住民らの軋轢が表面化している。この日、市内で国会議員らが「一部の外国人による迷惑行為のある地区」を視察。その後、市や市議、入管庁との意見交換会が開かれ、終了後に参加者らが報道陣に明らかにした。
- 入管庁によると、仮放免者数は日々変動するが、直近では川口市内に約 700 人おり、大半はトルコ国籍という。同市内にはトルコ国籍の正規の在留者が約 1300 人おり、合わせて約 2 千人となる。大半はクルド人とみられる。強制退去処分が出ながら送還を拒む不法滞在状態の「送還忌避者」は、令和 3 年末時点で 3224 人。このうち半数にあたる 1629 人は難民申請中で送還が停止されていた。送還忌避者は 4 年末時点では 4233 人まで増えた。改正法施行後は、難民認定申請中の強制送還停止が原則 2 回までに制限され、仮放免者の数も減ることが想定されている。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a3d51c5ea8a2ee61b20a643ccd4d5695c1a34154>

2024.4.14「川口クルド問題、地元の新藤再生相が破壊トイレ視察」（産経新聞）

- 埼玉県川口市でトルコの少数民族クルド人と地元住民らの軋轢が表面化している問題で、新藤義孝経済再生担当相が 13 日、同市内のクルド人集住地区を地元選出の国会議員の立場で視察した。報道陣の取材に応じ、クルド人問題について「地域住民に迷惑行為をしたり、事件も起きている」「やるべき務めは果たしている」などと初めて詳細に語った。SNS などでは、「地元国会議員が動いてくれない」などと指摘されていた。

- 新藤氏は、川口市がそのまま選挙区になる衆院埼玉2区選出。この日、市内の地元事務所から約1.3キロ離れた公園を訪れ、「一部の外国人による迷惑行為のある地区」として視察した。市によると、この公園では1月、卵形の公衆トイレが何者かに破壊され、扉やタンク、ペーパーホルダーが破損した。被害額は約30万円で、警察へ被害届を提出。防犯カメラの映像があり、「外国人とみられるが断定はできない」（協働推進課）という。新藤氏はその後、奥ノ木信夫市長や自民党市議団、出入国在留管理庁幹部らと市役所で意見交換した。終了後に報道陣の取材に応じ、「外国人と日本人が共生し、相互理解するための支援は充実させる必要がある」。その上で、難民認定申請中の強制送還停止が原則2回までに制限される改正入管難民法の6月10日施行に触れ、「不法滞在状態の人、いないはずの人への支援はあり得ない。いてはいけない人、いられない人は国外退去していただくよう、改正法を適切に運用していかなければならない」と語った。
- 新藤氏は昨年9月、奥ノ木市長がクルド人問題について当時の斎藤健法相に要望した際に同席。地元市議らと勉強会を開いて入管庁に対し、入管法の運用改善を求めてきた。この日も、川口市に700人程度いるという「仮放免者」の情報を自治体へ提供する際の運用改善や、6月に予定される「仮放免許可書」の携帯義務づけに向け、許可書のサイズを小さくしたことなどを実績として披露。進行役が取材を打ち切ろうとした際も「重要なところなので」とさえぎり、説明を続けた。
- 「地元の国会議員がなかなか動いてくれないという声がある」との質問には、「法改正以前から問題意識を持ってやってきた。私は私のやるべき務めはできる限り果たしているつもりだ」と応じ、「何よりもこの川口市が争いの場になってほしくない。皆で理解し合いながら互いにルールを守り、法律ののっとって暮らしていこうと、地元の一員として求めたい」と語った。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3a7e6c0f5883b58ddc9524080b7575b4c7318498>

2024.4.15 「レイシャルプロファイリング訴訟始まる」（ハフポスト）

- 肌の色や「外国人ふう」の見た目などを理由とした人種差別的で違法な職務質問を受けたとして、外国出身の3人が国、東京都、愛知県の三者を相手取り損害賠償などを求めた裁判の第一回口頭弁論が4月15日、東京地裁（岡田幸人裁判長）であった。原告らが意見陳述し、「私は人種や民族のせいで、どこに住んでいても、不当な扱いを甘んじて受けなければならないのでしょ

うか」などと裁判官たちに訴えかけた。一方、被告の国、東京都、愛知県は、原告の訴えは訴訟要件を満たさないなどとして請求の却下や棄却を求め、争う姿勢を示した。弁論は東京地裁の大法廷で行われた。

- 原告は20～50代の3人。いずれも外国出身で、現在は日本で生活している。原告のゼインさんは、パキスタンで生まれて8歳で来日。2011年に両親と共に日本国籍を取得した。「外国人ふう」の外見を理由に職務質問を繰り返して受けたと訴え、回数は15回ほどに上る。
- 原告の一人でアフリカ系アメリカ人のモーリスさんは、「ロックス」と呼ばれる編み込みの髪型で生活している。永住者の在留資格があり、日本で約10年間暮らしている。2021年、バイクに乗っている時に受けた職務質問では、交通違反がないにもかかわらず警察官に停止させられ、在留カードの提示も求められたと訴える。これまでに16、17回ほど職務質問されたという。
- 南太平洋諸島の国で生まれたマシューさんは、これまでに少なくとも70回以上職務質問され、1日に2回受けたことが4度あると主張。2021年に車を運転していた際に受けた職務質問では、警察官はマシューさんに交通違反はなく、不審者でもないと言ったが、「外国人の方が運転するのは珍しいから」と説明したと訴えている。
- 警察などの法執行機関が、「人種」や肌の色、民族、国籍、言語、宗教といった特定の属性であることを根拠に、個人を捜査の対象としたり、犯罪に関わったかどうかを判断したりすることは「レイシャル・プロファイリング (Racial Profiling)」と呼ばれる。原告側は、過去に受けた上記のような職務質問は、「人種」や「外国人ふう」の外見を理由としており、法の下での平等(14条1項)や幸福追求権(13条)を保障する憲法に加え、人種差別撤廃条約や自由権規約などにも違反すると主張。国などに対して原告一人当たり330万円の損害賠償の支払い(弁護士費用30万円を含める)のほか、レイシャル・プロファイリングによる差別的な職務質問の運用を違法だと認めること、国は差別的な職務質問をしないよう指揮監督する義務があることの確認を求めている。
- 一方、被告の国、東京都、愛知県はいずれも争う姿勢を示した。国は、全国の都道府県警察に対してレイシャル・プロファイリングを行わないよう指揮監督する義務があることの確認を求める原告の訴えに対し、「訴訟要件を満たさない不適法なもの」と主張し、却下を求めた。さらに、レイシャル・

プロファイリングの運用が存在するという原告の主張に対しては否認した。東京都と愛知県も請求棄却を求め、争う姿勢を示した。

- ゼインさんは意見陳述で、「日本で生まれ育った海外ルーツの人は増えており、私と同じように見ただけで犯罪を疑われ、高圧的な職務質問を受けている人の話を聞きます」と述べた。「外国人と犯罪を結びつける偏見が社会と警察内部に蔓延しているのではないのでしょうか」と疑問を投げかけ、偏見に基づく職務質問を見直すよう求めた。
- モーリスさんは、外国ルーツの見た目を理由とした職務質問を日本で受けたことで、「(出身国である)アメリカと同じ偏見や先入観が日本にもあることを理解した時の私の不安は圧倒的なものでした」と振り返った。「私は人種や民族のせいで、どこに住んでいても、不当な扱いを甘んじて受けなければならないのでしょうか?なぜでしょうか?」と、裁判官たちに問いかけた。原告代理人の谷口太規さんは意見陳述で、「警察は組織的・意図的に、差別的な職務質問を教示し、推奨している」と指摘。「外国ルーツの見ただけでいつも警察に疑われ、監視され、日々差別的取り扱いを受けることによって、アイデンティティや尊厳を傷つけられます」と述べた。職務質問が、人々の見ている前で行われることが多いことから、谷口さんは「レイシャル・プロファイリングは特定の属性の人たちの社会的地位を切り下げ、スティグマ(社会的な烙印、否定的なラベリング)を押し付ける効果も持っています」と強調。警察によるレイシャル・プロファイリングの運用を止めることは司法の責務だと訴えた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/9d55cbf9b45295e40b041942f3843472b9f37d39>

2024.4.16「納税しなければ「永住許可」「取り消し」に？」(弁護士 JP ニュース)

- 3月15日、政府は技能実習に代わる新制度「育成就労」を新設する法案を閣議決定した。この法案には、「永住者」資格で在留する外国人が税や社会保険料を納めない場合には永住許可を取り消せるようにする規定も含まれている。出入国管理庁(入管)が公開している「永住許可に関するガイドライン」によると、永住許可の法律上の要件には「素行が善良であること」や「生計を営むに足る資産を有すること」「原則として10年以上在留していること」などに加えて、「公的義務(納税、公的年金や公的医療保険の保険料の納付、出入国管理及び難民認定法に定める届出など)を適正に履行していること」が含まれている。

- 現在の法律では、いちど永住許可が満たされた外国人については、要件を満たさなくなった場合にも資格を取り消すことは原則としてできない。入管は「永住者が故意に納税などを怠る事例がある」として、悪質なケースがあった場合は地方自治体が同庁に通報して許可を取り消せる仕組みにすることを求めている。また、現行法でも1年超の懲役刑や禁錮刑を課された外国人は強制退去の対象になるが、今回の法改正では1年以下の懲役・禁錮刑であっても永住許可の取り消しを可能にすることを検討している。閣議決定された法案は入管の公式サイトにも「国会提出法案」として掲載されており、今国会で成立する見込みだ。
- 新制度の方針について発表された2月9日、NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」は「永住者に対する新たな在留資格取消制度の導入に反対する声明」を発表した。声明によると、永住者の在留資格は、一定年数日本で暮らし、安定的な生活を送っているなどの厳しい要件を満たしてはじめて認められる。また、近年では永住許可の審査は厳格化しており、長年日本で生活していても永住が許可されない外国籍住民が多くなっているという。永住資格の申請時には安定して生計を立てられていた外国人が、病気や失業、経済の悪化などにより生計が立てられなくなる可能性はある。また、収入の減少や手続きのミスなどにより税金や社会保険料を滞納してしまうことは、誰にでも起こり得る。他の在留資格には状況によって更新できなくなるリスクがあるため、永住許可は日本で安定した生活を送ることを希望する外国人の“命綱”となってきた。しかし、法改正により、永住許可にも些細なきっかけで取り消されるリスクが存在するようになれば、外国人が日本で安心して暮らすことができなくなるという。
- 「また、税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に法律に従って督促、差押、行政罰や刑罰といったペナルティを課せば十分であり、外国籍住民にのみ日本で十分な生活基盤を築いて永住許可を受けたにも関わらず在留資格取消というペナルティが課されるのだとすれば、これは外国籍住民に対する差別です」（声明より）。声明によると2023年6月末の時点で永住者の数は約88万人で、在留外国人の約27%を占めている。そのうち、18歳未満の永住者は約10万人。親の永住許可と連動して子どもの永住許可が取り消されるとすれば、子どもの進路や将来にも深刻な影響が生じることが懸念される。
- 丸山由紀弁護士は今回の法改正の問題について、「日本は外国人の労働力を

必要としており、実際に移民の労働力に頼ってきながら、政府はその事実を認めようとしてきませんでした」と話す。「むしろ、必要なときだけ受け入れ、不要になったら出ていかせることができる存在にとどめようとして、管理を強化してきたという経緯があります。今回の法案は、永住者をも、そのような管理の対象にしようとするものです」（丸山弁護士）

- 外国人の永住許可の取り消しについて、入管庁は以前から検討していた。2022年6月14日に発表された、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、「……永住許可後に永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案に対処できる仕組みを構築する必要がある」と記載されていた。同日に発表された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」にも、永住者のあり方について見直し・検討を行っていくという旨の記載がされている。
- しかし、上記のロードマップでは、2024年まで調査・検討を行い、実施は2025年からとなっていた。また、調査・検討の状況は、これまで一切公表されていなかった。永住許可の取り消しに関する具体的な提案は、2月9日に発表された方針で、突如として表に出たかたちになる。通常、重要な法律を改正する際には段階的な手続きがふまれる。永住許可の取り消しと同じく今国会で成立が目指されている共同親権の導入についても、有識者会議や審議会が行われてきた。「反対運動が盛り上がる前に法案を通してしまおう、というねらいがあるのではないか」と丸山弁護士は危惧した。
- 入管は、永住者が納税を怠る事例があることを強調する。しかし、外国人の税や社会保険料の滞納が日本国籍者よりも有意に多いことや、最近になって増えていることを証明する客観的な資料や統計は示されていない。では、なぜ数年前から永住許可の取り消しが検討されているのか。丸山弁護士が示唆するのは、将来的に「特定技能2号」の在留資格で受け入れる外国人の数を増やしたいと考えている政府（自民党）が、移民受け入れに消極的な層を説得するための“取り引きの材料”として、永住許可の取り消しを持ち出しているという可能性だ。つまり、現に永住許可を受けている外国人の側に問題があるのではなく、経済のために移民の数を増やす政策と「移民に反対する層の支持を失いたくない」という思惑を両立させるために、政府の支持層のあいまいな“不安”を優先して参政権を持たない外国人たちの具体的な人権を制限する、という構図があるかもしれない。

- 「法案では、永住許可の取り消しがされた場合、原則として、他の在留資格に変更されることになっています。ただし、他の在留資格への変更を認めるかどうか、どの在留資格に変更するかは、入管側が判断することになっています。つまり、救済措置は一応用意されていますが、その救済措置をどのように運用するかは入管次第です」（丸山弁護士）
- たとえば親が「永住者」であり子が「定住者」の資格である場合、親の永住許可が取り消されると子の在留資格も変更され、その内容によっては原則として就労が認められなくなるほか、奨学金も利用できなくなる。子の職業や学業の選択肢を大幅に狭めて、人生設計に深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。また、1年以下の懲役・禁錮刑であっても取り消しの対象になると、「絡まれて反撃をしたが、正当防衛が成立する要件を満たさなかった」などの場合にも永住許可が取り消される可能性がある。とくに若者は日本人・外国人問わずに軽犯罪を行ってしまう可能性が高いことを考慮すると、厳しすぎる条件かもしれない。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/6284cf64806ad93ae92113f837a75a693c652a16>

2024.4.16「技能実習の指導員、みなし労働時間制 適用の余地」（朝日新聞）

- 外国人技能実習生の指導員として働いていた女性の事業場（職場）外での勤務に、実労働時間に関係なく規定の時間を働いたことにする「みなし労働時間制」を適用できるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷（今崎幸彦裁判長）は16日、「適用の余地がある」との判断を示した。「適用できない」とした二審・福岡高裁判決を破棄し、適用の可否を改めて検討させるため審理を高裁に差し戻した。労働基準法は、職場外の労働時間が「算定し難いとき」はみなし制が適用できると規定する。
- 原告は九州各地の実習先の指導をしていた女性（41）＝熊本市。勤務先の監理団体が「出先の労働時間が把握できない」としてみなし制を適用したのに対し、女性は「労働時間は把握できた」と主張し実労働時間分の未払い賃金を求めていた。一、二審は、女性が作成・報告した業務日報で、団体は労働時間を把握できたと判断。みなし制適用を否定した。だが、第三小法廷は、業務の内容や指示・報告の方法などから、女性の勤務把握が「容易だったとは言いがたい」と指摘。日報で労働時間が把握できるとした高裁判決は、日報の正確性の検討が不十分で、改めて審理が必要だと結論づけた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/016e9b6c78511bdcef6c71ac879a08f4c39426a5>

【報道】 ビジネス（経済事情・景気動向・企業活動を含む）

2024.4.18 「インバウンド頼みで百貨店は今後どうなる？」（日刊ゲンダイ）

- 世の中が不況にあえぐ中、アッと驚く好景気だ。インバウンド需要を背景に、百貨店の売れ行きが絶好調だというのだ。大手百貨店が16日までに発表した2024年2月期の決算では、軒並み売上高が前年より増えている。高島屋は前年比8%増の9521億円。大丸と松坂屋を経営するJ・フロントリテイリングは、前年比15.3%増の1兆1519億円だった。銀座と浅草に店舗を持つ松屋にいたっては、前年比31.2%増の1149億円という仰天の数字だった。銀座店では、全体の3分の1近くを占める免税売上高が、前年比なんと313%増の337億円。店舗の総売上高は1018億円と、過去最高を更新。インバウンド需要の恩恵を全面的に受けている格好だ。古屋毅彦社長は「銀座は海外のお客さまの明確な目的地になりつつある」と話した。
- 一方で、苦境に立たされる百貨店も少なくない。東京商工リサーチ情報部の増田和史氏はこう話す。「インバウンドの客を取り込めるかどうか、経営に大きな影響を及ぼしているようです。大都市の百貨店はインバウンドが見込める一方で、地方都市は厳しい。特に地方では老朽化した建物を建て替える余力がなく、廃業を選択するケースが多いようです」実際、ショッピングセンターの普及や、若者の百貨店離れなどにより、都心部でも百貨店の閉店が相次いでいる。インバウンド需要があるかどうか、分かれ道となっている。この先、百貨店はどうなっていくのか。「ショッピングセンターが普及し、百貨店の存在意義がなくなっていることは事実です。今後、百貨店は従来通り富裕層をターゲットにしなが、インバウンド向けのサービスに存在意義を見だし、品ぞろえや経営戦略をより訪日外国人観光客を意識したものにしていく可能性があります」(増田和史氏)慣れ親しんだ百貨店が、インバウンド専門の店に変貌する……。なんてこともあるかもしれない。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ef0910cc15fcbbee7f68cf73f468199b7a12a5af>

2024.4.18 「インバウンド受入れの意識調査を実施」（トラベルボイス）

- 日本旅行業協会（JATA）は、旅行会社、交通関連会社、自治体などを対象とした「インバウンド旅行客受入拡大に向けた意識調査」によると、現在、インバウンドを受け入れていない事業者（回答者全体の約2割）に今後の受け入れ意向を聞いたところ、「受け入れたいと思う」（21%）、「受け入れ

たいが、課題がある」(30%)が合計51%で、「受け入れ予定なし」の35%を大きく上回った。コロナ禍を経て、国内旅行、インバウンドともに力を入れている観光コンテンツは、今回選択肢に追加した「高付加価値旅行」への関心が35%で最も高く、サステナブル(28%)、ガストロノミー(18%)、アドベンチャー(14%)といった分野が続いた。インバウンドの調査時点における最重点市場は、台湾がトップの45%で、前回調査の38%から増加した。また、中国も前回の11%から25%へと大きく改善している。インバウンドを受け入れる際の課題については、「人手や人材不足」が56%と最大の要因だが、前回からは8ポイント減少し、やや解消の傾向がみられる。一方、「二次交通の整備不足」が31%で前回より9ポイント上昇。「国際線地方都市への復便の遅れ」、「主要都市から地方へのアクセスが不十分」といった課題は回復傾向にあることから、JATAでは「交通インフラ関係が全体的に微減するなか、二次交通の整備不足は特徴的な動きとなっており、ライドシェア、観光型複数MaaSへの関心の高さとも連動している」などとみている。課題の解決状況は「未解決のまま」と回答した事業者が64%で、「改善に向かっている」の22%を大きく上回った。こうした状況は、今後の観光地づくりに影響を及ぼす可能性もある。なお、2025年に開催される大阪・関西万博をきっかけに、インバウンド誘致を検討している回答者は3割台にとどまった。関西に拠点を置くかどうかにかかわらず、万博への関心度が減少している傾向もみられた。関西に拠点を置く事業者の中でも、万博を契機とした国際交流の予定や計画を検討している割合は4割程度だった。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/db9213455b39f77b112c7b8ac62935a1d4bb3850>

2024.4.18「外国人のタクシー&バス運転士が増える可能性」(WEB CARTOP)

- バスやタクシー、トラック輸送業界では慢性的な運転士不足が続いているが、これに「2024年問題」がさらに拍車をかけるのではないかとされている。別に外国人労働者を長時間働かせようというものでもないが、時間外労働が厳しく規制されるわけだから働き手を増やさないと現状維持すらままならないのが実状。そこで公共輸送機関の現状維持などの観点から外国人労働者に門戸を開放するといった流れのようである。タクシー運転士に限っていえば、先進諸国ではすでに「移民の多い仕事」となって久しい。タクシーやバスといった公共輸送機関の最大にして唯一のサービスは、「安心・安全に利用客を目的地まで送り届ける」こととなる。そのようなこともあり、制服を着て言葉使いにも気を配る丁寧な接客を心がけるといった日本のタクシー

やバス運転士の姿は、一部新興国で採用しているところもあるものの、世界的には極めて稀となっているものといっていいただろう。つまり、移民したばかりで移民先の公用語が満足に話せない状況でも就きやすい仕事であり、しかもタクシーは歩合給なので収入も期待できることが大きいようである。ドイツではもちろんドイツ人運転士もいるが、トルコ人を中心とした移民の運転士が多い。アメリカでは地域によってバラつきがあるようで、筆者の経験した限りでは、ニューヨークでは一般的にはインドなど南アジア系の運転士が多いようだ。筆者は以前、ニューヨークでパキスタン系の運転士のタクシーに乗ったことがある。日本人であると伝えると、かつて日本で中古車ビジネスをしていて日本語が話せる運転士がいると、わざわざ車内からその友だちに電話して「ほら、日本語で話して盛り上がれ」といってきた。この日本語の話せる運転士の友だちと話が盛り上がり、後日ジョン F ケネディ空港まで行くときの予約をして電話を終えた。

- ちなみにニューヨークで常宿としているホテルで空港までのタクシーを頼むと、おそらくメキシコ系と思われるリムジンサービス会社のリムジンを手配される。タクシー料金とほぼ変わらないのでとくに気にすることもなく利用している。たいていはリンカーンやキャデラックといった、高級セダンか高級 SUV なのだが、あるとき夕方に空港へ向かうのでホテルへ戻ると、ホテル前にハリウッドの有名俳優が乗るような超ロング仕様に改造されたリムジンが停まっていた。「誰か有名人でも近くにきているのかなあ」と思ってフロントの人に声をかけると、申し訳なさそうに、「とんでもないのがきた」と先ほど見かけたリムジンに案内された。人生のなかでおそらく今後も乗ることはないだろうと思い、空港に着いたときに運転士に記念撮影をお願いしてしまった。どうやら、リムジンは本来の需要（パーティ会場などへの送迎）が発生するのはやや夜遅い時間のようで、それまで待機している時間を利用して空港までの送迎サービスを行っているようであった。いまは最寄りまで地下鉄が延伸しているので地下鉄を利用しているが、かつてマンハッタンにあるニューヨーク国際自動車ショーの会場の行き帰りはタクシーを利用していた。朝は問題ないのだが、夕方はちょうど運転士の勤務交代のタイミングになるようで、タクシーがなかなかつかまらなかった。
- あるとき、道端でタクシーを待っていると、黒いリンカーン・コンチネンタルが停まり、「ホテルまで送ってやるよ」といってきた。ロシア系の人が運転していたので、ロシア系のリムジンサービス会社の車両なのだろう。いま

どきでいえば「ダイナミックプライシング」のようなものでやや料金は高かったが、許容範囲なので送ってもらうことにした。ロサンゼルス地区はたいがいレンタカーで移動するのだが、夜に飲酒を伴う会食があったのでタクシーを利用して会場に向かうことにした。ロサンゼルス地区では流しのタクシー営業はないので、常宿近くの5つ星ホテルまで向かい、そのタクシー乗り場で待機していた車両に乗り込んだ。見たところ運転士は白人だったので、つたない英語で話しかけたのだがなかなか反応してくれない。そして目的地の住所を見せてもピンとこない様子。なんとかコミュニケーションをとると、東ヨーロッパから移住してきたばかりとのことであった。

- ロシアにおいて、大国意識の高いロシア人は観光業に従事でもしていない限りは、街なかで英語を積極的に話す人は少なく、逆に積極的に英語を話してくる人は周辺国から出稼ぎにきている人が目立っていた。これはタクシーや送迎サービスの運転士でも傾向は同じであった。いずれも、いまのようにライドシェアサービスが本格普及する前の話。いまではスマホの配車アプリを使えば、ドライバーとは料金の支払いを含め会話の必要もなく目的地まで移動できるのだから、利用者として使い勝手は格段によくなったし、ドライバーも多言語の飛び交うアメリカあたりではとくに仕事がしやすくなったことだろうと感じている。ただ筆者はタクシーが好きなので、いまでもタクシーを積極利用するようにしている。最近では日本人とわかると自分のスマホの翻訳アプリを使って積極的にコミュニケーションしてくる運転士もいて、英語が公用語ではない国でも目的地まで会話が盛り上がることもある。テクノロジーの進化は生活を豊かにすることを体現する瞬間である。
- 日本でも今後、外国人運転士が本格的に働きだせば、「言葉は大丈夫か」といったネガティブな報道も目立ってくるかもしれない。ただ、日本の周辺国や東南アジアの国々では、若い人ほど少なくとも日本人以上に英語が堪能なことが多いので、インバウンド（訪日外国人旅行者）にとっては外国人運転士が増えることは喜ばしいことかもしれない。いずれにしろ日本でも、今後はタクシーだけではなく、バスに乗っても外国人運転士が運行業務についているといった姿が珍しくなくなるだろう。（小林敦志）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/195228d34cc9689d9268f7fb0ebe64b0cc6e2ecf>

2024.4.18 「3社に2社は「賃上げ率5%」届かず」（帝国データバンク）

- 帝国データバンクは、新入社員の初任給等について企業へアンケートを行っ

た。2024年4月の正社員給与の前年同月からの変化について、『賃上げ』する/した企業は77.0%となった。その内訳をみると、「3%増加」とした企業が22.0%でトップとなり、「5%増加」（15.0%）、「2%増加」（12.4%）が続いた。一方で、『据え置き』は16.6%、『賃下げ』は0.6%であった。連合の目標である「賃上げ率5%以上」を実現した企業割合は26.5%にとどまった一方、5%未満は67.7%と3社に2社にのぼり、厳しい結果となった。なお、『正社員はいない/分からない』は5.8%であった。

- 規模別に『賃上げ』する/した企業の割合をみると、「大企業」は77.7%、「中小企業」は77.0%とほぼ同水準となった。一方で、「小規模企業」は65.2%と全体（77.0%）を11.8ポイント下回った。『賃上げ』を行う企業からは、「原料費などの高騰を完全に価格転嫁できていないため大幅な賃上げ実施は難しいが、従業員の士気向上のためわずかながら賃上げを行った」（出版・印刷、給与「1%増加」）のように、コスト増で厳しいながらも賃上げを行った企業は一定数存在している。一方で、『据え置き』企業からは、「仕入れや水道光熱費などの固定費が上がっており賃上げどころではない」（専門商品小売）など、資金的余裕が少ない中小企業から賃上げに対して厳しい声があがっていた。45.3%の企業で新卒社員を採用。
- 2024年度入社における新卒社員の採用状況について、『採用あり』は45.3%、『採用なし』は53.1%となった。規模別に『採用あり』の割合をみると、「大企業」は76.2%と全体（45.3%）を約30ポイント上回った一方で、「中小企業」は40.9%、「小規模企業」は23.7%と全体を大きく下回り、二極化の傾向がみられた。新卒社員の採用がある企業における初任給の金額は、「20～24万円」が57.4%でトップ、次いで「15～19万円」が33.3%が続いた。初任給が『20万円未満』の企業の割合は35.2%と、3社に1社となった。「新卒社員の獲得のため初任給を引き上げる」（鉄鋼・非鉄・鋳業）といった声が聞かれた。一方で、「求人市況を考えると、初任給を含め、賃金の増額は必須と考えているが、仕入れ価格の高騰に対し販売価格がとて追いつかず、特に中小企業の経営は苦しい」（機械製造）のように、初任給など賃金を引き上げたいが、経営状況により諦めざるを得ない企業もあった。その影響で、「大企業、メガバンクなどの初任給大幅アップが大々的に報道されているが、中小企業はとてそのような金額は出せないため、格差の拡大を感じる」（化学品製造）というように、大企業と中小企業の間で新卒者に対する賃金面での待遇に関して格差拡大の懸念が広がっている。

- 本アンケートの結果、2024年4月時点で8割近くの企業が賃上げを行うことが分かった。人手不足のなか、大企業を中心に賃上げ機運が高まっていることも踏まえ、労働力の確保・定着を目的に初任給を含む賃金の引き上げを行う中小企業が多くみられた。特に従業員数101～300人の企業では競争が激しく、人材の獲得・定着に対する危機感が強いこともあり、賃上げを行う企業の割合が比較的高かった。しかし、原材料価格や労務費などの上昇分を十分に販売価格に転嫁できないために賃上げに必要な原資の確保が難しいことや、資金的余裕が少ないことなどを背景に、大企業並みの賃上げが難しい中小企業は多く、賃上げ率が5%を下回る企業は3社に2社にのぼった。賃上げが広く浸透すれば家計の可処分所得の増加による購買意欲の向上が企業収益の改善につながり、やがて経済が好循環のプロセスに乗ることが期待される。日本の法人企業のうち多数を占める中小企業の賃上げが進まなければ、この好循環、そして景気回復の実現は難しいほか、中小企業における人手不足問題の深刻度は増す恐れがある。足元では円安の進行、エネルギー価格の上昇などコストアップにつながるリスクが高まっているが、中小企業では、価格転嫁を行いやすくする工夫が必要とされている。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/26c24e4680244b4b0721494264a526ef0c003fba>

2024.4.16「今年の世界経済成長 3.2%、IMFが上方修正」（読売新聞）

- 国際通貨基金（IMF）は16日に発表した新たな世界経済見通しで、2024年の世界全体の経済成長率を3.2%とし、前回1月時点から0.1ポイント上方修正した。大きな景気後退を招かずにインフレ（物価上昇）が落ち着く「ソフトランディング（軟着陸）」に近づいていると総括した。チーフエコノミストのピエール・オリビエ・グランシャ氏は「世界経済は、着実な成長とインフレ率の鈍化をほぼ同時に達成するという驚くべき回復力を維持している」と評価した。一方で、ウクライナ侵略の長期化やパレスチナ自治区ガザ情勢など地政学的な要因による原油価格の上昇など、インフレの再燃を先行きリスクとして挙げた。国別では、米国の成長率を前回1月時点の見通しより0.6ポイント高い2.7%に引き上げた。想定以上に強い個人消費と、移民の流入に伴う労働供給の大幅な回復を踏まえ、「すでにコロナ禍前のトレンドを上回っている」と分析した。一方で日本は0.9%、中国は4.6%と据え置いた。25年の世界成長率は3.2%と、1月の見通しを据え置いた。世界のインフレ率は24年末の2.8%から25年末には2.4%に鈍化すると予測した。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1a91e50b46c0c20f0d7d58ee19ac8e115df9264e>

【報道】生活環境（就活事情・文化問題・人口風景を含む）

2024.4.15「日本で就職を希望する外国人・留学生を支援」（中京テレビ）

- 外国人・留学生の就職を支援する名古屋外国人雇用サービスセンターは、日本で就職を希望する留学生を対象とした「外国人留学生等就職フェア」の参加企業を募集しています。留学生が日本で就職するには「技術・人文知識・国際業務」などの就労可能な在留資格への変更が必要ですが、そのためには大学などで勉強したことと関連性のある仕事でなければ変更が認められません。日本の企業は、総合職などで採用した後、経験を積んでから専門職として配属するケースが多いため、在留資格変更が許可される職種が少なく、留学生が日本企業に就職する際のハードルになっている一方、深刻な人手不足により、留学生の採用を検討している企業からの問い合わせは増加しています。今回は、留学生を専門職で採用することを検討している企業を中心に募集。参加する留学生は、2025年3月に大学などを卒業予定の学生、もしくは卒業後3年以内の既卒者。学生は事前予約制となっていて、タイムスケジュールに沿って各回1人、20分程度の面接の実施を予定しています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/05a034c02a7d7684979643cc697fb315ae4bea07>

2024.4.15「留学生と寮で共同生活 カルチャーショックの連続」（朝日新聞）

- 大学進学を機に、親元を離れて暮らし始める学生にとっては、どこに住むかは大きな問題です。一人暮らしやシェアハウスなどの選択肢もありますが、もしも大学に国際学生寮があるのなら、「レジデント・アシスタント」として外国人留学生とともに寮生活を送ってみるのもいいかもしれません。国際学生寮だからこそ経験できる貴重な生活を紹介します。
- 「レジデント・アシスタント（以下、RA）」とは、国際学生寮で留学生と一緒に暮らしながら、日々の生活をサポートする役割を担う学生リーダーのことを指します。寮生活だけに限らず、地元自治体での手続きや銀行口座の開設、病院の付き添いなど、その業務は幅広いです。慶應義塾大学、早稲田大学、関西学院大学など、国際学生寮がある大学の多くは、RA制度を取り入れています。東京都立大学では2012年度からRA制度を導入しました。RAの活動は、交換留学生が主に入居している「グローバルハウス調布」（東京都調布市）で留学生たちとともに生活しながら、入退去の手続きなど日常的なサポートをしつつ、親睦を深めるために寮内でのイベントを企画・運営す

ることです。月 1 回開かれる会議で入退去手続きの予定やイベントの企画などを決めていきます。入居者 60 人のうち、RA は 9 人（24 年 1 月時点）。入居者は交換留学生がメインで、半年から 1 年で入れ替わります。様々な国からの留学生がいるので、日本にいながらにして多様な文化に触れることができます。RA になるには、英語力がないといけないのでしょうか。「英語力もある程度は必要ですが、応募の際に提出してもらう小論文や面接を通して、留学生と交流をしていく積極性や意欲、共同生活への適性があるかどうかを非常に重視して選考します」（国際課の吉良恵利佳・留学生交流係長）

- 経済経営学部 2 年の榎本那美さんは、国際交流サークルのイベントで友達になった留学生から国際学生寮のことを教えてもらい、RA に応募しました。「大学生の時にしかできないことをしたいという思いがあり、また国際交流にも興味がありました。国際交流のパーティーやイベントに参加してみたものの、どうしても一時的にしか仲良くなれなくて関係を築くことが難しかったのです。RA になってよかったと思うのは、一緒に住んでいるので、会話や出かける機会が増えて交流を深めていけることです。日本に留学してよかったことや日本の好きなおところなど、留学生自身の経験や思いを直接聞くことができるのもいいところです」
- グローバルハウス調布では、個室 3 部屋と簡易キッチン、トイレ、シャワーがある 3K の居室を 3 人でシェアして生活しています。さらに建物内には、寮生みんなが利用できるラウンジやキッチンなどの共有スペースもあります。「私のお気に入りの場所はラウンジです。行けば誰かがいて、くつろげるスペースです。特に約束はしていなくても、集まったみんなと一緒に料理をしながらおしゃべりをしたり、『SPY×FAMILY』や『葬送のフリーレン』などのアニメを見ながらご飯を食べたりしています」
- また、ウェルカムパーティーやフェアウェルパーティー、ハロウィンなど、季節に応じたパーティーを開いたりしています。「さまざまな国の人たちと交流を図るためのパーティーを企画するのは意外と難しいです。言語の違いから言葉を使うゲームは難しかったり、食べ物を出すにしても文化的に NG のものもあるので注意しないとイケなかったりします。だからこそ、みんなが参加できるゲームや料理など、共同作業を通して親睦を深められるようなものを企画しています」。日々の共同生活やパーティーを通して育まれた友情は、留学生たちが退寮後も続き、SNS でお互いの近況をチェックしたり、連絡を取り合ったりしています。

- もちろん、文化や価値観が違うからこそ、大変なこともあると言います。「キッチンなどの共有スペースの使い方について、感覚がちょっと違うなど感じることはあります。例えば、キッチンに食べたものをそのまま放置したり、共有の食器を洗わずに放置してあったりすることもあります。日本だと夏場は虫が湧いてしまうこともあるので、ルールとして守ってもらえるように、ポスターや入居者のグループ LINE でお知らせしています。寮で暮らすみんなが快適に過ごせるようにすることも、RA の役割の一つです」
- RA になって約 1 年が経ち、榎本さんはいい意味でさまざまなカルチャーショックの波にもまれる中で、自分自身の変化を感じています。「大学に入学したばかりのころは、『自分はどうしたい』という気持ちが強すぎて視野がけっこう狭かったのです。でも、寮に入ってさまざまなバックグラウンドの人たちの話を聞くようになって、いろんな人の考えや意見を柔軟に取り入れることができるようになったと思います。それまではストレートで大学に入って 4 年で卒業するのが一番いいと思っていましたが、留学して 1 年くらい卒業が遅れたとしても、いろんな考えを知ることができるからいいんじゃないかって。そうした一般的な固定観念に囚われなくなってきた感じがします」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/cd34252946ea7b550012f84e98068f03c23234c1>

2024.4.16 「採用を頑張っても若手がどんどん辞めていく」 (ITmedia)

- Q: せっかく新卒採用を頑張っても、若手がどんどん辞めてしまい困っています。待遇も悪くないと思いますし、なぜこんなに離職が多いのか分かりません。このままでは管理職候補も育たず、どうしたらいいのか……。若者の早期離職は、どうやったら止められますか？
- A: 一昔前は、転職は早まらず「3 年は我慢しろ」という風潮がありましたが、今は我慢する必要はないという風潮に変わっています。「石の上にも 3 年」「長く続けていけば、会社にも慣れて、自然と仕事もできるようになるから」——そんなことを口癖のように言っていた時代から現代は大きく変わりました。企業が抱える悩みごとで常に上位を占めるのは「優秀な人材が確保できない」「人手が足りない」「採用してもすぐ辞めてしまう」といった人材にまつわる課題です。その中でも特に「若手が育たない」「新卒で採用してもすぐ辞めてしまう」といった問題を抱えている企業は数多くあります。若者が早期離職する理由は次の通りです。

(1) 将来のキャリアパスが見えない

- 早期離職をする若者は、入社後、会社に慣れ始める3カ月目ぐらいから、何らかの違和感を覚え始めます。そしてそれが払拭できずに、おおよそ半年～1年ほどで離職してしまうといった傾向が見られます。希望に満ちあふれた気持ちで入社した若者は、実際の職場で本来活躍しているはずの世代の先輩たちが作業に忙殺されている様子や、最前線で活躍しているのが幹部層やハイキャリア層ばかりであることを目の当たりにします。それにより、入社前に思い描いていた将来像と現実とのギャップに直面します。そのような会社では、「大変そうでああはなりたくない」「あまりに凄すぎて自分は同じようになれない」など、若手社員の間で「憧れない現象」が生まれてしまいます。将来のキャリアイメージが全く湧かなくなってしまう若手社員のモチベーションは低下し、その結果、彼らに残された選択肢は離職一択。瞬く間にドロップアウトして、新たな道を歩み始めるのです。

(2) 若者の離職理由1位は「人間関係」

- 調査機関が実施しているどの調査結果を見ても、若者が早期離職する理由として「職場の人間関係」が最も多く挙げられています。起こりがちなケースとしては、今まで身を粉にして働いてキャリアを積んできた上司が、多様性やワークライフバランスを重視する若手社員に対して、全く信頼関係を築けていない状態で、自分のポリシーや「こうあるべき論」を押しつけて育成してしまう失敗例があります。そのような上司に指導を受けた若手社員は「仕事がうまくいかない」「この仕事は自分には合っていない」「相談できる人が誰もいない」と一人で悩み、やりがいや成長を感じられずに、入社後数カ月で退職してしまうのです。人間関係は歯車同様に、育ってきた環境や時代が異なる同士の行動や思考は最初からうまくみ合うはずがありません。調整しないままにむりやり回し続けると、あっという間にその人間関係は崩壊してしまうのです。

(3) 脆弱なストレス耐性

- 「将来成功したいから」「使命感」といった動機で、プライベートを犠牲にして熱心に仕事をし続けることが当たり前とされた時代はかなり昔のことです。現代の若者は、時間外労働や休日出勤などの長時間労働で自分を犠牲にすることを望まないのはもちろん、労働時間が長時間に及ばない場合でも、ストレスを感じることに非常に敏感です。そのため「自信がない」「プレッシャーがある」といった不安や恐れを感じながら、自分の健康や安全を危険にさらしてまで熱心に働こうなんてこれっぽっちも思いません。自分の身に危

険信号が点滅すると即回避しようとするのです。「自分の身を犠牲してまで働く意味なんてない。そうなる前に辞めたほうがマシだ」と考える傾向にあります。その一方で、ホワイト過ぎてやりがいがなく、ホワイト離職も話題になったのですから、塩梅が難しいですね。

- 不景気時代や就職氷河期を生き抜いた世代からすれば「ただの甘えだ！！」「仕事をなめるな！！」と激怒したくなるかもしれませんが、多様化の令和時代に一昔前の価値観は全く通用しません。それでは、どうしたら若者の早期離職は止められるのでしょうか？ 会社としてどういった点に着目して対策や見直しをすべきか、それぞれのポイントを見ていきましょう。
- 心理的安全性とは、組織の中で自分の意見を不安なく表現できる状態のことです。心理的安全性の高い組織では、自分の発言が否定されることがないため、メンバー間での意見交換が活発になり、コミュニケーションが良好になります。また、失敗しても非難されたり責められたりしないという安心感が組織全体で共有されているため、積極的にチャレンジできる環境なのです。心理的安全性の確保できている会社こそ、若手社員がモチベーション高く成長していける組織になります。
- 若手社員が自身のキャリアパスを見据えるためには、明確なキャリアプランが必要です。会社の中長期ビジョンを示していくことで、従業員は会社がどのように成長していくのか理解できます。そして、それにあわせて「自分たちはどのように成長できるのか」とキャリアプランをデザインできるため、結果として若手社員が成長できる組織の環境が整っていきます。若手社員の成長を促進するためには、明確な人材育成プログラムやスキルアップのための研修制度も重要なツールとなります。また、将来の成功像をイメージさせるためには、会社で活躍している人の仕事ぶりや行動パターンなどを文書化しておくことも有効でしょう。またそれらを人事評価制度の評価要素に入れておくことで、仕事での活躍と評価がリンクするため、公平に人事評価することができます。
- そして何より重要なことは日頃の上司との関わり合いでしょう。キャリアプランや人材育成プログラム、研修制度、人事評価制度といった成長土台を明確にしたうえで、実際の現場のマネジメントでは、明確な目標設定を行い定期的な1on1を実施し、達成度をチェックしていきます。チャレンジして成功した場合には積極的に承認し、小さな成功体験を積み重ねて成長を実感させ、モチベーションアップを意図的に作り出すのです。若手社員と良好な関係性を

つくり、彼らの自己実現を支援するマネジメントすることが大きなカギとなります。このような取り組みにより、組織全体で新人を育成し、若手社員および組織全体を「働かなければならない」から「働きたい」に転換させることで、若者の早期離職を食い止めることができるのではないのでしょうか。(著者紹介：薄井 崇仁)

<https://news.yahoo.co.jp/articles/c977167b9a696e3d530be64f9e6fe15198248fe8>

2024.4.18「2025 年卒大学生の就活戦線、8 割の人が活動を継続」 (オーヴォ)

- 4月に入って就活戦線もいよいよ本格化してきたが、すでに内定をゲットした人も多いことだろう。キャリアタス(東京)が実施した、2025年3月卒業予定の大学3年生(理系は大学院修士課程1年生含む)を対象とする調査によると、4月1日時点の内定率は62.8%で前年同期実績(52.9%)を9.9ポイント上回っている。調査期間は4月1日~4月6日、回答者数は1210人(文系男子319人、文系女子406人、理系男子313人、理系女子172人)。
- まず、一人あたりのエントリー社数の平均は22.6社。前年同期調査(21.9社)をやや上回っている。ES(エントリーシート)提出社数、筆記試験は前年と同水準となっており、面接社数は去年の平均5.6社を上回る6.1社だった。景気の上向きもあってか、早め早めの採用活動をする企業が多いとみられ、ESの締め切りが早過ぎて応募できなかった企業があると語った学生は49.2%とほぼ半数に達した。一方、4月1日時点の内定率は6割を超えているが、就職先を決めて活動を終了したのは20.9%にとどまり、8割弱が就職活動を継続。まだまだこれからと思っている人が多い様子だ。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3dba588173307268e5db6ae510102ed707162f5c>

2024.4.16「日本人が国際化できないのは英語が下手だから!？」(ダイヤモンド)

- 戦後80年を経てもいまだに英語後進国であるため、国際化に対応できていない日本。本来解決が可能な問題なのに、戦後から一向に変わらないのはなぜなのか。その理由は、日本という社会が「変革を拒む仕組み」にがんじがらめにされているからなのだ。本稿は、デニス・ウェストフィールド『外国人には奇妙にしか見えない 日本人という呪縛 国際化に対応できない特殊国家』(徳間書店)の一部を抜粋・編集したものです。
- 日本人の国際化を阻み、世界でどうしても孤立してしまう原因となっているのが、英語である。日本の英語教育は日本人にとって最大の呪縛の一つだ。

これは本来、解決可能な問題でもあるというのに、戦後から一向に変わっていないことは特筆に値する。そこで最初に、日本人の英語教育について触れたい。世界で最も奥深い文化を持つ日本だけあって、その言語である日本語は実に独特で、表現が豊かだ。だからこそ、アニメや漫画といった世界に受け入れやすい日本のポップカルチャーだけでなく、神道や禅の精神に根付く日本人のメンタリティーにいたるまで、そしてもちろん日本の政治や経済でも日本人が海外で理解されるためには、外国人とやりあう英語能力が今後さらに必要だと常々感じている。ところが、日本国内にはそんな人材はあまりいない。日本の中で英語ができて発信力がある人は日本の奥深い文化に関心がなく、逆に日本文化に造詣が深い日本人は英語ができない。なかなか両方が揃わない。日本は政治や外交面でも、相変わらず世界で自己主張ができず、アメリカのような大国に寄り添い続けるだけの外交を何十年も続けている。日本が世界の中で沈黙せざるを得ない、最も大きな理由が英語下手であることだろう。筆者は海外でさまざまな外国人と話をするが、日本人ほど英語を苦手としている国民はいない。とくに日本の政治家の英語能力の低さは、その国の内向き度合いを示している。これは、日本語と英語の言語構造的な理由が大きい、それだけではない。

- 日本の英語教育制度に欠陥があるのは明らかだ。日本で「英語学習」の重要性が半世紀以上も叫ばれていながら、日本社会としてはほとんど進化できていない。日本の英語教育は、戦後に GHQ が採用した「文法訳読方式」が基になっていると言われる。文法と翻訳を重視した教授法で、会話はほとんど無視されてきた。それが戦後 80 年経つというのに、ほとんど改革されてこなかったのだ。日本で英語を学習する若者たちは、そのまま勉強し続ければ、いつか自由自在に操れるほど英語が流暢になると信じ（させられ）ている。だが、筆者がこれまで日本国内や海外で概観してきた限りでは、残念ながら日本語だけで育った日本人であるなら、それは非常に難しい。筆者の知る留学経験がある日本の政治家や高級官僚、外交官でさえ、国際的な場面で、英語で丁々発止の議論をできる日本人は極めて少ないことから明らかだ。当然ながら、適切な教育とカリキュラムを受けていれば日本人でも英語が上達することはできるのに、それを不可能にしているのは、官僚組織やメディア、日本人全体の意識が関係していると思っている。
- 文部科学省が毎年実施している「英語教育実施状況調査（23 年）」では、政府が目標とする英語力（中 3 生で「英検 3 級」以上、高 3 生で「英検準 2

級」以上) を身につけているのは中3生で49.2%、高3生で48.7%しかなかった。この調査で案の定だと思わされたのは、英語教員自身の英語力調査だ。「英検準1級」相当以上の英語力を持つ教員の割合は、中学校では41.6%しかない。高校では72.3%だったが、小学生、中学生という頭の柔らかい時期に英語の言語感覚を教えるという意味では、高校よりも中学の英語教師のほうが重要だと言える。言語習得での臨界期は10歳前後だとも言われるので、中学でも遅いかもしれない。それなのに、日本の中学では、英語力レベルが「大学中級程度」とされている英検準1級を持つ英語教師は4割しかない。当然ながら彼らは大学を出て、英語を特別に専攻してきたはずだ。文科省にも、外国人教師の導入という発想はある。日本では、1980年代には高度経済成長に伴ってグローバル化が進み、英語教育の重要性が盛んに叫ばれるようになった。そこで1987年に初めて英語圏の若者を招致して、都道府県の公立学校に派遣して英語教育のサポートをするという「JETプログラム」が始まっている。最初は米国、英国、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国から848人が招かれ、2022年には約5700人に増えている。

- だがこれまで、日本の生徒がこうしたALT(英語指導助手)の授業に触れることができるのは非常に限定的だ。地方なら特に、1つの学校に1人いるかどうかで、学校によっては3カ月に1回しかALTが来ないケースが多い。しかも、英語の授業でALTが来ても、実際に彼らがやることは日本人の英語担当教師のサポートで、英文や英単語を読んで聞かせるといった風。ALTが自由に英語クラスを主導する権限も時間もないのが実情だろう。筆者が取材したALTは、自分たちが「英語の授業でうまく生かされていない」と言っていた。ALTがやることは、日本人の英語教師に頼まれて、時々単語や英文を読んで聞かせるといった程度だったという。さらに日本の英語教育制度自体、大学入試の際の、クイズのような記憶力重視の英語問題を解くことが最終目標となっているので、進学校によっては、なんとALTの存在が邪魔になるなどと日本でしか起こりえないようなクレームも出た。ALTが来ると、いつもの教科書の内容ではなく、特別授業となることが多いためだ。
- 日本人が長年英語が上達しない理由として、「日本語という言語構造の特異性」があるのも事実だ。日本語が極めて特殊な言語であるのは世界の言語学者も認めるところだ。挨拶程度の英会話や文章読解程度なら、問題はない日本人は多い。だが日本で育った日本人である限り、日本語のように体の芯にまで染みわたるような理解の感覚は、残念ながら、よほどの環境を続けない

限り英語ではなかなか得られないだろう。それは、幼いころから英語圏で教育を受けた、真の意味でのバイリンガルの日本人でなければ分からない感覚だ。それは、英語がネイティブではない外国人であれば皆そうだとわれわれそうだが、日本人が英語を習得する難しさは、フランス人やスペイン人が英語を学ぶ難しさの比ではない。インド・ヨーロッパ語族に分類される英語と、ほぼ孤立した言語である日本語は言語構造が対極にあるほど違う。

- 日本語は、主語が省略されたり、動詞が最後に来るといった他の言語と比べて独特な文法や文字体系、書き言葉と話し言葉の違い、敬語の存在、音声の特徴など、世界の他言語と比べ、極めて特異な要素を持っている。そのため「日本語は悪魔の言語のようだ」という言語学者もいるほどだ。欧州の人々が容易に英語を話せるようになるのも、その国の言葉と言語構造が似ているからに違いない。その意味で日本人にとっては、英語をマスターするのは至難の業だ。逆に欧米の外国人が日本語を習得するのもやはり難しく、敬語の使い方、まして書き言葉となると、もう大半がお手上げだ。アメリカの国務省には外交官養成局（Foreign Service Institute =FSI）という、文字通り外交官を養成する機関がある。そこでは各言語を「外国語習得難易度」とランク分けして公表している。英語を母語とする外交官が、プロレベルの外交業務に使えるようになるまでにどのくらいの習得時間（毎日3～4時間ペースで）が必要かを示し、各言語の習得難易度を一覧化したものだ。
- ・【カテゴリー1（23～24週間）】半年程度でマスターできる。デンマーク語、ポルトガル語、オランダ語やフランス語、スペイン語
- ・【カテゴリー2（30週間）】ドイツ語
- ・【カテゴリー3（36週間）】マレー語、スワヒリ語
- ・【カテゴリー4（44週間）】チェコ語、ペルシャ語、クロアチア語、フィンランド語など
- ・【カテゴリー5（88週間）】アラビア語、中国語、韓国語、日本語（*）
- 日本語には*マークが付いており、カテゴリー5の中でも最高難度であることを示している。知的レベルが高いアメリカの外交官が1日3時間休みなく続けても、習得には最低2年が必要となると考えられている。日本語は、言語構造的に世界各国の言語とは明らかに孤立しているかのようである。（デニス・ウェストフィールド）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/6341b05bf62f30034cc8e0e60e6a811329bf6dd6>

【報道】海外事例（海外報道・移民事情・難民問題を含む）

2024.4.18「移民が増えればインフレは収まる？」（ダイヤモンド）

- いま、世界中の関心がFRBの利下げスケジュールに集まっている。アメリカの政策金利は、インフレ退治のために2022年から急速に引き上げられた。インフレ率が鈍化するなかで、FRBが景気を失速させないようにいつ利下げに転じるかが鍵だが、早すぎるとインフレを再燃させてしまう危険があるのでタイミングが難しい。3月の雇用統計によると、非農業部門就業者数の前月比増加は約30万人と、市場の予想を上回った。就業者数増加は3カ月平均で約28万人。これは2010～19年平均の18万人を大きく上回る。また10日に公表された3月の消費者物価指数も市場の予想を上回る前年同月比3.5%の伸びとなり、こうした雇用や物価の状況がFRBの利下げが後ずれする見方につながっている。その一方で、利下げのタイミングにアメリカへの移民急増が影響を与えるとも言われる。「移民が増えればインフレが収まる」というのだが、移民と利下げは、一見したところ何も関係がないように思われる。いわば「風が吹けば桶屋が儲かる」という類いの話のようにも聞こえる。しかし、これは経済のメカニズムに直接、かかわることであり、移民問題は経済や金融政策の重要なカギになる。今回のアメリカのインフレは、2021年、コロナ禍からの回復に伴って経済活動が急回復し労働供給が追いつかなかったために賃金が上がり、それがインフレをもたらした。だから、インフレ抑制のために重要なのは労働供給を増やすことだ。移民が増えれば、労働の供給が増える。だからインフレ退治に役立つ。利下げをしても、それがインフレを加速することにはならないということになる。
- 移民の急増は、いまアメリカ社会を揺るがしている大問題だ。メキシコとの国境からの不法移民は、以前から問題だった。トランプ前大統領は、これを阻止するため、在任中に国境に壁を建設。ところが、バイデン大統領は就任した初日に壁建設の中止を決定した。すると、不法移民が急増。中南米やアフリカ諸国から、中国からも地球を1周して中南米に入国し、熱帯のジャングルを歩いてメキシコまでたどり着くという、移民の奔流が発生したのだ。中南米やアフリカ諸国では、この数年間のインフレによって、生活困窮者が激増した。中国でも経済の落ち込みで生活が困難になった人が続出している。こうした人々は、アメリカに行けば何とかなると期待してアメリカに押し寄せているのだ。急増した不法移民は、ニューヨーク市等で大混乱を引き起こしている。当面のシェルターとして市内の老舗ホテルが開放されたが、収容

しきれない人々が路上に溢れ、さまざまな問題を引き起こしている。地下鉄には危なくて乗れなくなった。ニューヨークは1980年代に深刻な治安危機に陥ったことがあるが、その当時のような事態になってしまったと言われる。

- この問題は、今や11月の大統領選の最大の争点になった。バイデン大統領もこの状況を見捨てることができず、23年10月に壁の建設再開という決定に追い込まれた。トランプ氏は、「私の政策が正しいことが証明された。バイデンはそれを認めて謝罪すべきだ」などと述べている。トランプ氏だけでなく多くの人が、これはバイデン政権の失政だと考えている。移民問題は、大統領選でトランプ氏への強い追い風になり、バイデン氏は苦しい立場に追い込まれているとの見方が強い。しかし、移民の増加は労働力を増やし、アメリカ経済に望ましい影響を与えていることも認識されている。議会予算局(CBO)は1月、24年の流入数推計を、これまでの121万人から330万人に引き上げた。雇用統計でも国外生まれの働き手が急増した。22年末から24年3月までの増加は221万人に上る。FRBのパウエル議長は、4月3日にスタンフォード大学で行なった講演で、移民の増加が昨年アメリカ経済の成長率を押し上げ、労働市場のひっ迫緩和に寄与したとした。また、バイデン政権で経済政策を担当するブレイナード国家経済会議(NEC)委員長は、4月5日、テレビで「移民は常に米労働市場の力強さの一部だ」と強調した。
- 今回のインフレは、人手不足によって賃金が高騰したことからもたらされたものだ。その効果が、移民の増加によって緩和されることになる。つまり、経済活動は活性化するが、インフレにはあまり気を使わなくても良い。そうであれば、利下げのスケジュールを早めても、インフレが再燃することにはならないだろうということになる。もっとも、こうした見方にはFRB内にも異論がある。FRBのボウマン理事は「供給サイドの改善がインフレ率の低下を継続させるかどうかは不透明だ」としている。また実際に利下げのタイミングにどのように影響するかは、さまざまな複雑な要因によるので、簡単ではない。しかし、基本は、移民が労働力不足を解消してインフレを緩和するということだ。不法移民の問題は、人道上の観点と社会不安の観点から論じられることが多い。もちろんそれらは重要な問題なのだが、それ以外に労働力の供給増加という極めて重要な経済的な意味を持っているのだ。
- 移民の急増は、短期的には社会的混乱をもたらす。しかし、長期的に見れば、労働力増加というプラスの効果を持つ。混乱だけをもたらすわけではない。混乱は一時的なもの、そして対処しうるものだ。それに対して、労働力

増加は長期的に持続する効果だ。要は、どのようなスピードで移民を受け入れていくかだ。それについて適切な政策を見いだせば、民主党も大統領選で移民問題を自らへの追い風にすることもできる。移民問題は日本にとって他人事ではない。重要な意味をもっている。日本では、移民に否定的な意見が強い。実際に、政策でも移民を事実上、禁止し、外国人労働者の受け入れは技能実習制度などのように例外的にしか認めていない。その根拠は、移民を認めれば、治安が悪化するというものだ。この立場の人たちは、いまアメリカの都市で起きている混乱を見て、「われわれが危惧した通りだ。日本でも移民を認めれば、あのような事態になってしまう」と言うかもしれない。しかし、移民が労働力を増やし経済に望ましい効果を与えるということも、アメリカでは現実には生じているのだ。移民反対論者は、そのような効果を軽視している。その結果、日本は、深刻な労働力不足に見舞われているにもかかわらず、移民に対して否定的な政策を取り続けてきた。日本の将来を考えると、労働力不足問題はますます深刻化する。特に介護においてそうだ。移民政策の見直しは焦眉の課題だ。（野口悠紀雄：一橋大学名誉教授）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/892b05aaad2cf32c1c99c027bfe55a0af5374951>

2024.4.15「東南アジア犯罪組織の詐欺が世界に拡大」（The News Lens Japan）

- 東南アジアや周辺の政情不安定な国々では、多くの人々が母国を離れようとしているが、内戦や身分証明書の制限のために密出入国せざるを得ない状況にある。人身売買の組織がオンライン詐欺にも手を染め、コロナ禍の後、更に世界中に蔓延し、被害者を出し続けている。東南アジア諸国では、国内紛争や経済的要因から移住を選ぶ人が多いが、合法的に国境を越えることができない人々は、虐待や強制労働の危険にさらされている。人身売買組織は近年、この地でオンライン詐欺を展開しており、コロナ禍がこの地域の人道危機の可視化に一役買っている。国連は最近、腐敗した役人が人身売買に拍車をかけていることを示唆する報告書を発表した。
- 国際刑事警察機構（インターポール）は、コロナ禍が人身売買とオンライン詐欺の「爆発的」な増加に寄与しており、詐欺の被害者はインターネットを通じて東南アジアから世界に広がり、犯罪組織は年間 3 兆ドルもの収入を得ていると述べた。ロイター通信によると、コロナ禍の間、ビジネスモデルがネットの匿名性を加速させ、犯罪組織が 10 年前には想像もできないほどの規模に膨らんだという。東南アジアで発生した人身売買の危機は、今や国際社会が懸念を共有するリスクとなっている。このような「オンライン詐欺

センター」で働く人々は、合法的な仕事を与えるという口実で無理やり。犯罪組織も麻薬密売で利益をあげ、人身売買、武器輸送、知的財産、盗品、自動車窃盗などに活動を広げている。昨年、10 万人以上がカンボジアのオンライン詐欺グループに売り渡され、ミャンマーでは昨年 11 月、逃亡した数千人に上る中国ネット詐欺容疑者を中国に引き渡したという。

- 国連薬物犯罪事務所（UNODC）が今週発表した「東南アジアにおける密入国報告書」によると、東南アジアおよび近隣地域からインドネシア、マレーシア、タイに密入国している人は毎年数万人にのぼる。国連は「密入国」を、直接的または間接的に金銭または物質的利益を得る目的で、国籍または永住権を持たない国への不法入国を容易にするためにとられる行動と定義している。この報告書は、インドネシア、マレーシア、タイの 4,785 人の移民・難民を対象に調査を行っており、83%が不法入国したと回答した。こうした密航者は、出身国での軍事紛争や国家による迫害、異常気候、無国籍者、何らかの理由で渡航書類や身分証明書が入手できない、移住や亡命のための法的手段を利用できないなど、正規の移住の機会を得ることができない。密入国は、彼らが移動し、国際的な援助を受けるための比較的簡単な方法であり、回答者の半数近くがたとえ事前に危険を知っていたとしてもこのルートを選ぶと答えている。密入国にかかる費用は 19 米ドルから 6,650 米ドルで、回答者の平均は 2,380 米ドルであった。回答者は、追跡されるのを避けるため、手数料を現金または非公式の送金システムを通じて支払っていた。
- 報告書によると、腐敗した役人が人身売買を助長しており、調査対象者の約 4 分の 1 が役人に贈り物や金銭、その他便宜を図ったという経験があり、また、密輸の仲介業者と役人との間では利益の分配し、不法入国の手段を確保し、犯罪捜査を妨害するための共謀が行われていた。回答者の 4 分の 3 が、軍や警察、仲介者、国境職員、犯罪組織から身体的暴力や賄賂の要求、恐喝、殺害、性暴力などの虐待を受けた経験があり、とりわけカンボジア人、ミャンマー人、ソマリア人の被害者が多かった。多くの密入国者は低賃金の仕事を引き受け、強制労働や人身売買は仲介業者や共謀の雇い主によって行われ、借金に縛られ強制労働を強いられているのは、ロヒンギャやチン族（ミャンマーの少数民族）、インドネシア人、カンボジア人、ラオス人などが多い。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d1e99a58fc02ee485f9b8acc9eee471369296c4a>

2024.4.18 「「5 年間に 38 万人採用」約束はどこへ…韓国」（中央日報）

- 景気沈滞が長期化し、就職市場に寒波が予想される。グローバル経済の不確実性が高まり、主要大企業さえも人材需給計画を出すのが容易でないからだ。財界によると、10大グループの大半が2年前に発表した新規採用計画をめぐり頭を悩ませている。これら企業は尹錫悦政権の発足直後の2022年5月、「5年間に38万人」を採用する計画を明らかにした。サムスングループ8万人、SKグループ5万人、現代車グループ3万人（3年）、LGグループ5万人、ポスコグループ2万5000人、ロッテグループ5万人、ハンファグループ2万人、GSグループ2万2000人、HD現代グループ1万人、新世界グループ年1万人以上などだ。しかし発表当時とは異なる経営環境のため「採用拡大」基調を維持するのが難しい状況だ。まず主要企業の業績が悪化した。韓国上場会社協議会によると、有価証券市場の12月決算上場企業615社の昨年の営業利益は前年比24.5%減、純利益は同比40%減となった。韓国経済人協会のパク・ヨンミン経済調査チーム長は「企業が業績不振のため積極的な新規採用をできずにいる」とし「グローバル景気と企業の業績が回復するまでは採用市場の活性化は不透明」と話した。
- 雇用創出効果が大きい流通業はこの数年間、消費沈滞とチャイナコマースプラットフォームの影響で雇用の余力が減少した状態だ。イーマートが初めて希望退職者を募集するなど業界全般的に人員削減を進めている。バッテリー業界は電気自動車需要鈍化の直撃弾を受け、石油化学・鉄鋼業界の不振も続いている。半導体業界は国内工場の建設が遅れ、採用計画に支障が生じる可能性が高まった。現在のところ昨年の営業利益が27兆ウォン（約3兆円）で過去最高となった現代車グループほどが採用拡大計画を立てた状態だ。現代車グループによると、2022年に2万人、昨年2万3000人を採用し、当初明らかにした計画（3年・3万人）を超過した。現代車は先月27日、「今年から3年間に8万人を採用する予定」とも明らかにした。
- 国際紛争と高金利・物価高などの不確実性も企業が採用に保守的になる原因だ。就職ポータル「インクルート」によると、国内大企業のうち年初に採用計画を確定した企業の比率は2022年の73%から昨年は72%、今年は67%に低下。インクルートのパク・グァンウォン就職ポータル本部長は「必要な人材を予測するのが難しくなり、大企業への門は狭まり、経歴職の随時採用が中心になっている」と伝えた。10大グループ関係者は「2年前に約束した採用規模を達成しようとしているが、変化した経営環境も考慮しなければいけない」とし「有望だったバッテリー市場が停滞するなど、今後3カ月、

1年後に市場がどう変わるか分からない」と話した。企業は全体の採用規模を増やすより未来成長動力を中心に人材を補強する計画だ。AIなど企業内の需要が急増する分野の研究開発人員はむしろ不足している。韓国経済人協会の昨年の研究報告書「韓米中人工知能人材確保戦略および示唆点」によると、国内の人工知能専門人材数は2551人と、全世界の0.5%にすぎない。

- 企業は新規採用を増やすには規制緩和と新産業分野の人材育成に政府が取り組む必要があるという。韓国経済人協会が売上高上位500大企業を対象に実施した調査によると、企業は「規制緩和を通じた企業投資・雇用拡大誘導」(35%)が最も必要だと回答した。続いて「雇用増加企業インセンティブ拡大」(31.6%)、「新産業成長動力分野の企業支援」(9.8%)などの順だった。匿名を求めた大企業の関係者は「半導体企業は補助金を出す米国で生産施設投資を進めている」とし「政府が産業育成のための支援をより一層強化してこそ雇用も創出されるだろう」と述べた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/4707d357ad2f0c893eef1be003d5f8b2dcbb56c0>

2024.4.18「仏当局、パリ郊外の廃ビルから移民数百人退去」(AFP)

- パリ五輪開幕まで100日となった17日、フランス当局はパリ南郊ビトリシュルセヌで廃ビルを不法占拠していた移民数百人を退去させ、他の地域へ向かうバスに乗るよう促した。人道支援団体は、当局が7月26日～8月11日に開催されるパリ五輪に際し、首都美化の一環としてホームレスの人々を排除しようとしていると非難している。ビトリシュルセヌの廃ビルには、最も多い時には450人の移民が寝起きしていた。彼らを支援しに訪れていたNGOによると、大半は在留資格を持ち、公営住宅への入居を待っている状態だったため、当局が今週立ち退きを発表しても自主的に出て行ったのは一部にとどまった。残る300人ほどは17日朝、暴徒鎮圧用装備の警官隊に監視される中、不安そうな面持ちで静かにビルを出た。クリアファイルに入った必要書類を手一人ずつ、入国管理局職員が座るテーブルに近づき、つたないフランス語や英語で自身が置かれた状況を説明していた。スーダン出身のアバカールさん(29)は物流業界でキャリアを積むためにパリに来たと言い、スーパーマーケットへの就職を約束されていると述べた。移民やホームレスの支援団体は当局の狙いについて、五輪のための観光客がやって来る前に、パリとその近郊からホームレスを排除することだと非難している。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/29a94554834d66eb20544a9de49fe63187791031>

【論評】外国人や日本に係る評論（経済・企業・人口）

2024.4.19「日本在留の外国人が日本で働きたくない理由？」（ITmedia）

- マイナビグローバルは、日本在留外国人の日本での就労意欲・特定技能への意識に関する調査を行った。現在の在留資格が切れた後も日本で働きたい人は9割強、働きたくない理由の1位は「円安」だった。日本に在留する外国人材に「現在の在留資格が切れた後も日本で働きたいか？」という質問に対し、「働きたい」と答えた人は91.0%。2022年の調査では96.8%が「働きたい」と回答していたが、5.8ポイントの低下となっている。今後も日本で働きたいと回答した人を国籍別に見ると、ベトナム人材は85.9%で22年の調査から12.1ポイント減少。インドネシア人材は94.4%、ミャンマー人材は97.0%、ネパール人材は96.9%、中国人材は97.8%が今後も日本で働きたいと回答。日本で働きたくない理由で最も多かったのは「円安だから」（38.5%）で、以下「働く環境が悪いから（長時間労働など）」（30.8%）、「母国で家族と住みたいから」（25.0%）が続いた。就職先を選ぶ際に重視するポイントの1位は「給料（ボーナス含む）」（69.8%）、2位は「仕事内容・職種」（65.1%）、3位は「勤務地」（51.9%）で、きん差の4位は「自分が成長できる環境がある」（51.2%）だった。22年の調査と比べると「給料（ボーナス含む）」や「社員の人間関係が良い」などの項目で上昇傾向がみられた。「社員の人間関係が良い」を選んだ人を在留資格別に見ると、特定技能の資格を持っている人の割合が高い（56.1%）ことが分かった。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1b7399b90d121dae9af5f42797393a722a1b078e>

2024.4.17「ベトナムで拡散される日本の職場のパワハラ動画」（GOETHE）

- 2022年末に韓国に出張した。サムギョプサルを食べに入店すると、ベトナム女性が迎えてくれた。学生で情報工学を学びに来たという。「日本は選ぼうともしませんでしたか」と訊くと「韓国しかありません」と答えてくれた。外国人で日本語を学ぶ人が少なくなっている、ともよく聞く。日本で働いてくれる外国人労働者数を見してみる。2017年の128万人から2021年の173万人と増えている。しかし対前年増加率はかなり減少している。コロナ禍だったとはいえ、2021年は0.2%となり頭打ちになっている。冒頭で紹介した女性は留学生だが、留学生として日本で労働している数は2017年の26万人から2021年は27万人と横ばいに見えるが、2019年にピークを迎えたあと、減少が続いている。比率として大きいのが技能実習生だ。もともと外国

人技能実習制度は、国際貢献としてはじまった。日本で多くの技能を学んでもらい自国に持ち帰ってもらう。しかし実態は日本における単純労働を下支えする役割を担ってきた。日本は移民を堂々とは許容してこなかった一方で、現実的な問題として安価な労働力不足が顕在化していた。そこで技能実習制度がはじまったのが1993年だった。そこから30年経った。

- かつて中国からの技能実習生が最多だった時期がある。ただ中国が経済成長したり、日本以外の選択肢が増えたりしたことから減少。ベトナムからの実習生が最多になっていた。しかし中国で起きたことはベトナムでも起きる。ベトナムの経済成長が続き、他国の成長はいうまでもなく、昨今は円安の問題もある。円安は落ち着きを見せるが、中長期的には日本の凋落は避けられないと見る向きも多い。日本は技能実習制度だけでは外国人に訴求性がないと考え、特定技能を導入した。これは8割が技能実習生から移行するもので、在留期間も延びる資格があり、さらに転職も可能だ。しかし受け入れ数は、予想数にまったく届かない。
- 最大の送り出し国であるベトナムでも候補者不足が恒常化している。ベトナムの送り出し機関で働くベトナム人幹部に聞いた。「これは統計には表れない、ベトナム人の希望なんですけれど、10年くらい前は100人いたら95人は日本に行きたいと言っていました。しかし、現在は50人くらいかなと思いますね。第一が日本ではなく、オーストラリア、ドイツ、韓国だという人はたくさんいますね。製造業もそうですけれど、とくに建設とか農業で日本行きを希望する人がいなくなりましたね。正直に言えば、日本を希望する候補者のレベルは下がっています。他国の条件がいいですからね。日本で失踪するベトナム人が話題ですが、韓国に行ったベトナム人も失踪していました。韓国は候補者の出身地を重視するんですよ。過去に失踪した地域出身なら、また失踪するかもしれない、と。ただし韓国は日本のように技能実習生として受け入れるわけではなく、正規の労働者なので、その代わりに条件もいい」
- あくまで一つの送り出し機関の例であり為替レートも変動するものの、ベトナムの若者が日本に行くと月収が16万円から19万円だという。必死にがんばっても月収は20万円を少し超えるていど。ただし韓国に行くと19万円から25万円ほど。ベトナムの労働相は日本で働く技能実習生の手取りを増やすため、日本の厚労相にたいして、住民税や所得税の控除を依頼。いっぽうで、韓国では雇用許可制（EPS：Employment Permit System）という制度がある。これは、文字通り研修生としてではなく労働者として受け入れる

仕組みだ。民間ブローカーが排除されるケースもあり費用が抑えられる。

- 私は、候補者が減ったのは日本で技能実習生を受け入れる職場の労働環境が悪いからではないか、と質問してみた。日本では、妊娠や出産など、個人的なことまで管理される場合がある。参考までに追記しておく、技能実習生を受け入れている企業の労働法令違反率と、全体の違反率は同程度という指摘がある。つまり技能実習生の受け入れにかかわらず悪しき日本企業は一定数が存在する。ただし、だからといって法令違反の企業があっても仕方がない、という結論にはならないだろう。「もちろん、それはあるかもしれませんが。でも実習生から聞く限り、昔に比べて労働環境は改善しています。労働環境が悪いから日本を希望しないのだったら、以前から少ないはずです。私が候補者と話した感じでは、やはり賃金として魅力がなくなっていますね。円安がそれに拍車をかけました。仕送りすると目減りする。私たちは、候補者に為替は変動するから、現時点の為替レートだけで決めないように伝えるんですが、そもそも為替を詳しく知らない候補者もいます。日本の魅力も伝えます。ただ、彼ら、彼女らからすると、出稼ぎなのでお金は重要です」
- 氏は最後に、かつて隆盛を極めた日本企業向け接待交際費の予算はほぼなくなったといい、現在は現地ベトナムでの食事は自腹で払っていると教えてくれた。外国人労働者・技能実習生の雇用や受け入れについて研修やコンサルティングを行う関係者は言う。「これは差別ではないものの、やはり歴然としてアジアの国の地方からやって来る人か都会からやって来る人かでレベルが違うのが現実です。そして日本にやって来る人は地方からが多い。日本の魅力度が低下しているのは事実でしょう。コロナ禍で面接がオンラインになったので見極めも難しいですからね。またベトナムにはサムスンのように外国から有名企業が進出しているのでベトナム内での知名度が高いんですね。日本はさほど優位性がない。さらに日本に技能実習生として行っても働ける年数が短いでしょう。さらに日本の職場でベトナム人がパワハラを受けた動画が一瞬で拡散されます。あんな酷いことをする日本の職場は一部ですよ。でも、一部でも日本を敬遠するには十分です」（坂口孝則：ライター）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/f5097c9a8111084ce9a8abfb7666dbb54b631cf7>

2024.4.17「衰退ニッポンが外国人労働者から見捨てられる日」（現代ビジネス）

- 国立社会保障・人口問題研究所が最新の将来推計人口を発表し、大きな話題になった。50年後の2070年には総人口が約8700万人、100年後の2120年

には5000万人を割るという。勤労世代の減少対策では、「外国人労働者を活用すればいいのでは」との意見も多い。経済団体の声に押されて、政府も受け入れ拡大に向けて制度改革を進めてきた。だが、経済界が期待するほど増えていないのが現実だ。今後の経済成長率を1.24%と仮定し、2040年のGDPが2015年比36%増の704兆円に達する。また、日本の労働力は労働政策研究・研修機構の推計から、女性や高齢者などの労働参加が進んだとしても2040年には2015年より778万人も少ない5853万人になるとし、こうした予測を踏まえて目標となるGDPを実現するのに必要となる外国人労働者数を計算してみると、結論としては、設備投資によって業務の効率化が進んだとしても、2030年時点で419万人、2040年には674万人の外国人が必要となるが、実際には2030年の外国人労働者は356万人、2040年は632万人しか来日せず、それぞれ63万人と42万人不足するとしている。

- 厚労省によれば2021年10月末現在の外国人労働者は173万人弱でしかない。このうち日本で技能や技術を身に付けることを目的とした「技能実習」が約35万2000人、留学生によるアルバイトなどの「資格外活動」が約33万5000人を占めている。いずれも数年で帰国することを前提とした働き方だ。そもそも7年後の2030年の不足数を63万人としていることに現実味がない。外国人労働者が日本を選ばなくなっているのだ。その背景には日本経済の長期低迷がある。大きな要因の1つは、日本以外にも外国人労働者を必要とする国が増えていることだ。中国や韓国などでも少子高齢化が進んできている。JICAなどの推計には、こうした国々における外国人労働者の需要増の影響が加味されておらず、日本より経済成長率が高い国での需要が増えれば、2040年時点の不足人数は42万人より大きな数字となる。
- 要因の2つ目は、外国人労働者が、長く賃金が抑制されてきた日本に見切りをつけつつある点だ。こちらのほうが深刻である。JICAなどの報告書は、日本への送り出し国について、タイやインドネシア、中国などは減少していくと予想している。一方、ベトナムは2030年まで、ミャンマー、カンボジアは2030年以降も大きく増加すると予測している。新興国の場合、経済が一定の規模に成長するまでは海外に働きに出る人が多いためだが、日本に労働者を送り出して来た国の経済成長は目覚ましい。2030年以降も来日者が増えると予想されている国々の経済成長が予測より早く、母国での賃金水準も上昇したならば国内にとどまる人はもっと増える。外国で働くにしても、少しでも高い給与を得られる国を選ぶのが自然の流れだ。ベトナムなどから

の労働者が増えるとの見通しは、日本の思惑通りに進むとは限らない。

- 経産省も同様の懸念をしている。同省の資料によれば、2020 年末時点の技能実習生の出身国は、ベトナム(55.2%)、インドネシア(9.1%)、フィリピン(8.4%)で約7割を占める。これら3カ国の1人あたりのGDPは現在約3300～3900ドルで日本の10分の1ほどだが、日本との差が縮むにつれて技能実習生として来日する人は減少するとの分析である。賃金が伸び悩む日本は魅力を失うと見ているのである。「安い日本」は国民生活を疲弊させるだけでなく、外国人労働者をめぐる争奪戦の敗北としてもツケが回ってくるということである。これに対し、日本政府は外国人労働者が長期間働ける在留資格や職種を拡大すべく検討しているが、「日本離れ」の原因は滞在期間の長さにあるわけではない。こうした対策はあまり意味をなさないだろう。
- 外国人労働者の長期滞在については「実質的な移民」につながるなどの反対意見が多く、世論は二分している。仮に、大規模に受け入れられる状況になっても、社会の混乱を避けるべく時間をかけて増やす必要がある。だが、そうしている間も日本の勤労世代の激減は続くので、人手不足対策としてはペースが合わず、とても間に合わない。外国人労働者の受け入れ拡大どころか、日本人の安い人件費と丁寧な仕事ぶりを求めて中国企業が日本国内に工場を建設し、日本人を雇用する動きも見られるようになった。定年退職した高齢者や主婦パートのよい働き口になっているのだという。外国人労働者の来日に過度に期待し、人手として当て込むことはかなり危険だ。もはや勤労世代が減ることを前提として企業活動を機能させていく術を考えなければならぬのである。勤労世代の減少規模を考えると、従業員1人あたりの労働生産性の向上を図るほうが賢明である。(河合雅司：ジャーナリスト)

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a8117493a318bd76fd2281c6dc56f3375965705f>

2024.4.16「外国人の安定雇用には日本人の「平等意識」を捨てよ」(東洋経済)

- 2023年6月末時点の在留外国人数が322万3858人と過去最高になりました。その後も在留外国人数は増加し続けています。この状況を踏まえ、日本の人手不足を考えると、在留外国人数は今後もつねに過去最高を更新する可能性が高いでしょう。一方で、日本の外国人労働者需要の拡大に対し就労希望者の出身国の経済成長は顕著であり、とくに先進国を中心に世界各国が人手不足に直面しています。人手不足の解消には外国人労働者は不可欠であり、その外国人に将来にわたって日本を選んでもらい、安定的に雇用できるか重

要なポイントになってきています。このような状況下で、出入国在留管理庁は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定するなど、日本が選ばれる国としての地位を確立しようとしています。

- 「外国人との共生社会」とは、一言で言えば何でしょうか。多くの人が日本人も外国人も分け隔てなく、「平等」であることと答える人が多いかもしれませんが。つまり、日本人と同じ給与や待遇で採用することが「平等」であり、それこそ「外国人との共生社会」を実現することになると思っている人も多いでしょう。ところが、これ自体が間違っているわけではありませんが、文化人類学者で国立民族学博物館の田村克己名誉教授は、そんな日本人が考えがちな「平等」には、誤解が含まれていると指摘しています。それは、「平等」という言葉は「日本人目線」で用いられることが多く、それが海外の人々にとっては平等ではない、異なる意味を持つ場合と説明します。
- 最近では、2024年1月1日に発生した田村氏自身が外国人と接して気づかされた一例は、能登半島地震で被災したミャンマー人たちのケースです。彼らは1次避難所で日常生活を送っていましたが、行政の配慮により、お年寄りとともに2次避難先のホテルに優先的に案内されました。これは日本人からすれば「平等」以上の対応であると思われるかもしれませんが。ところが、ミャンマー人たちは、逆に「外国人だから見捨てられた」と感じたそうです。実際、1次避難所では食事を含めた支援を受けていましたが、2次避難所に移されたミャンマーの方々は、自炊のできるほかの施設に移ったミャンマーの方から食事の配達を受け、外食は回避できましたが、不自由な生活を余儀なくされました。このように、日本人と同等以上の対応を行っても、すべてが解決するわけではありません。相手の置かれた状況や価値観を理解し、解決策を模索することが多文化共生のカギだと田村氏は指摘しています。
- 外国人を雇用する現場でも同様の事例が見られます。ある外食企業では、ミャンマー人を特定技能として雇用しています。彼らは非常に真面目で社内評価も高いのですが、日本人と同様に自発的に動くことや責任を持つことについての成長が見られませんでした。現場責任者は、給与が日本人と同等以上であれば、彼らも同じように成長すると思い込んでいました。しかし、日本人と同様の給与を支払っても、彼らが求める目標や方法を明確に伝えていなかったことがわかりました。日本人にとっての当たり前は、外国人にとっても当たり前とは限りません。現場責任者が求める理想像を具体的に伝え、その意味を正確に伝える。できない訳ではなく、理解できていなかっただけな

のです。外国人が求めること、不足していることを理解し、会社のルールを変えれば、外国人だけでなく、日本人の安定雇用にもつながり、ひいては日本を目指す外国人が増え、「選ばれる日本」になる1つの要因になりえます。

- 実際に、そうした外国人の考えを汲み取り、会社のルールを変え成功している事例があります。その会社では、ミャンマー人エンジニアを正社員として採用しています。このミャンマー人は5年ぶりの一時帰国を検討するも、会社のルールで有給以上の休暇を取る仕組みがなく帰国を断念していました。ミャンマーの地方出身の彼は、ミャンマー到着後も実家まで片道で丸1日かかります。日本からの飛行機移動も考えると、10日程度の休みでは家族と出会ってもすぐ帰らなければならず、無給でもいいので長めの休暇申請ができないか企業に相談。そんな休暇を取られては、日本人従業員との不公平感が生まれる――。とも考えたのですが、実際に現場で一緒に働く日本人からも「なんとか長めに休ませてあげられないか」と打診もあつたことを受け、特別に長期の休暇を認めることにしました。現場を抜けられると困る点もあつたとは思いますが、これまでの勤務態度や姿勢から、現場の協力もあつて、家族と久しぶりにゆっくりと過ごすことができたようで、本人は企業の特別判断に非常に感謝していました。この会社では、ミャンマー人の継続採用を検討しており、継続採用の際には、面接官として現地に渡航することで、重ねて一時帰国できる仕組みもつくってあげようと協議を進めています。
- ほかに、外国人従業員の気持ちを考えたうえで会社のルールを変え、地方で安定雇用成功している北陸地方の介護事業者をご紹介します。都会と比べると給与は低く、かつ都心と同レベルの給料を支払うのは難しい。せっかく育成した人材が、技能実習が終わり特定技能に切り替わる転職可能なタイミングで会社を辞めてしまう。そのような中、介護技能実習生として働く男性の1人から「親戚や彼女を採用してもらうことはできないか」と受け入れ企業に相談がありました。受け入れ企業は当初、「縁故採用なんてすれば、日本人からも不平不満が生じる」と悩んでいたそうです。早速、本人にヒアリングすると「長く日本で働きたいと思っており、もし受け入れ企業が彼女や親戚の受け入れを進めてくれるのであれば、責任をもって彼らのサポートをする」と言います。そして「長く働くことでこの企業に恩返ししたい。気心知れた彼女や親戚が身近にいれば、わざわざ知らない人がいる都心に行かなくても、ここで生活を続けられる」と、地方で安定して働くという希望を持っていたようです。最低賃金の高い都会を目指す人材が多

い中、いかに地方に定着を進めるか頭を抱える企業も多いですが、こうした「平等破り」は、地方企業での定着に向けたヒントになります。このように一見、日本人から見ると日本人と外国人社員の間で「不平等だ」と思い、会社のルールで外国人の主張を受け入れられないと思うことはあります。しかし、それでも少し耳を傾けてあげるだけで、課題が解決できる例はたくさんあります。理解ができる範囲での「特別扱い」。日本人と平等だからというものさしでは、社内の問題をすべて解決できるわけではありません。それでも、わが日本は「おもてなしの国」ではありませんか。そうした、ちょっとした気遣いと特別扱いが、優秀な外国人にとって優しい社会になれるのです。

- アジア諸国の事情も知らず、「外国人は日本にあこがれて、日本企業が募集をかければ勝手に外国から就業希望者が来てくれる」「日本を選んでくれる」と思っている経営者が少なくありません。そして日本人と平等であれば「外国人にとっても問題ないだろう」「ここは日本だ。だから日本の価値観を学べ」と押し付ける現場も多く目にします。とはいえ、相手が大切にしていることを汲み取り、それが解決できる仕組みを作ることができれば、外国人にとっても魅力的な職場、企業になれるのです。外国人とともに働くことで、日本人にも魅力的な働きやすい職場をつくるきっかけになることがたくさんあります。一口に外国人といっても国によって異なります。当然、人間ですのひひとりひとり異なります。外国人を採用したらこうすればよい、という明確な答えはありません。まずは、外国人を受け入れてみて経験する。初めはわからなくても、実際に受け入れを行うとさまざまな問題が発生します。それらを日本人目線だけではなく、外国人目線、当事者目線でひとつひとつ改善してあげること。そうすると外国人からの信頼が生まれます。そして、ミャンマーでいえば、ミャンマー人は企業の大小ではなく、口コミで仕事を選ぶ傾向があります。これはミャンマー以外の外国人からもよく聞かれます。「自社に都合のよい、来てくれる外国人労働者を探す」というスタンスではなく、「事業者自らが変容することで、外国人労働者に喜んで来てもらえるようになる」スタンスを取ることが必要です。ミャンマー人からだけでなく、多くの外国人から「海外で働くなら日本がいいな」と、こんな言葉を世界各地で耳にできるような日本社会になり、多くの日本企業から、そのような風土が生まれてほしいと願っていますし、それは、ちょっとした外国人への気配りで実現できる可能性が高いのです。（西垣充：J-SAT 代表）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ed274ab6ff16a3a273635db34443099a28b09b5b>

【資料】法務大臣閣議後記者会見の概要（2024.4.12）

（補完的保護対象者に対する定住支援プログラムに関する質疑について）

【記者】

- 補完的保護対象者への定住支援プログラムについて伺います。まず改めて、その具体的なプログラムの内容を教えていただきたいです。また、そのプログラム修了後に支援を要する補完的保護対象者に何らかの支援を行う御予定があるのかも併せて伺います。

【大臣】

- 補完的保護対象者に対しては、572 時限の日本語教育や、120 時限の生活ガイダンスを受講できる定住支援プログラムを提供します。このプログラムは、日本で就労し、自立した生活をしていただくに足る日本語能力及び生活に関する様々な知識を習得していただくことを目的とする構成になっております。これが習得できれば、自立的に生活ができ、就労活動に入っていけるであろう水準を目指して、昼間のコースは半年間、夜間のコースは1年間で習得していただくという形になっています。
- その他、ハローワークによる就労支援なども行われていきますので、能力を磨いていただき、就労につなげていこうという考え方で組み立てられています。したがって、このプログラム修了後であっても、当然のことですけれども、補完的保護対象者に対する相談事業は行われていきます。住居、就労、行政手続等に関する相談サポートは、必要に応じて利用可能ですし、また FRESC（外国人在留支援センター）や各地方入管においても、各種の相談は引き続き受け付け、サポート体制を取っていくという形になります。
- 補完的保護対象者への定住支援プログラムには、日本に残る気持ちを固めていただいた方々が応募してくださっていると思われまます。そういう方々がまず先頭集団で頑張っていただければ、またそれに続く多くの方々がこのプログラムにも参加してくれるのではないかというふうに思っています、いよいよそれがスタートしますので、大事な段階に入ってきたなというふうに思います。しっかりと取組を進めたいと思います。

(在留特別許可に係るガイドラインに関する質疑について)

【記者】

- 6月に予定されている改定入管法の施行を踏まえて、3月5日に「在留特別許可に係るガイドライン」の改定版が公表されました。この件に関して、3月27日に東京弁護士会が会長声明を発出しました。この中で、新しいガイドラインにおいて、「不法に滞在する期間が長期間であること」が消極的に評価されていることや、「退去強制令書が発付された後の事情変更等は原則として考慮されない」ことなどについて東京弁護士会の方で問題視し、「憲法や国際人権諸条約を踏まえて、子どもの利益や家族の結合、日本人や特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮」、改正入管法の参議院での付帯決議にもあったんですけど、新ガイドラインを人権保障の観点からは是正すべきだと提言されています。
- 以前であれば、在留特別許可が出たようなケースであっても厳しくなったり、たとえ出ても「特定活動」という、活動内容に非常に制限が付いた在留特別許可しか出ないケースが最近増えていると思います。それで、在留特別許可の新しいガイドラインの見直しを、6月までに再検討するのかという点と、なぜ、以前なら在留特別許可で定住者資格が出たようなケースであっても許可されなかったり、在留特別許可されても、「特定活動」しか出さなくなっただのか、その理由をお答え下さい。

【大臣】

- 御指摘の声明は、在留特別許可の判断の在り方に関するものであると思いますが、この3月に公表しました新たなガイドラインは、従来からの在留特別許可の判断の在り方を変えるものではありません。むしろ判断の透明性を高めるために行われたものです。したがって、引き続き個別事案に応じて、適切に判断がなされていくということをお理解いただきたいと思います。
- また、在留特別許可に当たって付与する在留資格についても、従来から当該外国人が行おうとする活動、あるいは、当該外国人が有する身分若しくは地位に応じて個別に決定がなされていきます。したがって、一概にお答えすることが困難であることも御理解いただきたいと思います。いずれにしても、引き続き個別事案に即して適切に判断してまいりたいと思います。

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00505.html

【資料】法務大臣閣議後記者会見の概要（2024.4.16）

（入管法等改正案の審議開始に関する質疑について）

【記者】

- 本日から育成就労を新設する技能実習法や出入国管理法の改正の議論がスタートするかと思います。どのような姿勢で議論に臨まれていくのか、大臣のお考えをよろしくお願いいたします。

【大臣】

- 今日の午後から、入管法等の一部改正法案と入管法及び技能実習法の一部改正法案の審議が衆議院本会議で始まります。長らく議論されてきたテーマですが、やはり原点に立ち戻って、日本にとっての外国人との共生社会というものをしっかりと踏まえて、その必要性を我々もよく説明し、また国民の皆様にもそれを理解していただくというところが出発点だと思います。労働力が足りないから外国人の方々に日本に入ってきてもらって、何とか頑張ってもらいたいというだけでは済まない。やはり外国人の方々にも、日本に入ってきてもらって、生きがい、やりがいを持って生活してもらい、できるだけ長く日本で頑張ってもらって、そこで幸せになっていただく。外国人の方々の幸福追求ということにも、我々はもっと心を砕き、そして、より長い目で見れば、共生社会というのは、日本に様々な多様性という形でプラスのものをもたらしてくれると思います。しかし、入ってこられる外国人の数が、おそらく増えていきますので、やはり入ってきた外国人の方々には国内のルールを守っていただくということも大事なポイントになります。ルールを守っていただければ、今度は日本の国民も、外国人の方々を受け入れようという姿勢がより強くなる。そういう良い循環になっていくという点も、今回よく理解を進めてもらいたいと思っていますところでもあります。
- 育成就労という在留資格を作りますけれども、これは特定技能と合わせた形で、3年、5年、合計8年の期間を経て、スキルアップ等していただく、そういう分かりやすいものになったと思います。転籍制限も色々な議論がありましたし、これから国会でも議論があると思いますけれども、よく説明し、理解していただくよう努めたいと思います。様々な論点が他にもあると思いますけれども、審議に向けてベストを尽くしたいと思います。

(中野法務大臣政務官の川口市訪問に関する質疑について)

【記者】

- 先週 13 日なんですけれども、中野法務政務官と君塚出入国管理部長が、地元選出の新藤義孝経済再生担当大臣と共に、埼玉県川口市内の 2 か所の公園を視察されて、奥ノ木川口市長や市議会議員等と意見交換を行い、新聞各紙で報道されました。それでこの地域は、在留外国人が多く住んでいる地域で、仮放免中の難民申請者とその家族も多く暮らす地域です。その多くは特にクルド人の人たちが多くいますけれども、以前にも、仮放免者の生活安定のために、就労許可、医療負担、それからこどもの教育問題などについて、奥ノ木市長から当時の上川法務大臣や齋藤法務大臣に対して、改善策を求める要請が出されました。それで、今回の視察目的と、どのような意見交換をされたのか、そしてどのような対応策を入管行政として検討するお考えか、お聞かせください。また、今後、当事者や支援者などと直接意見交換するようなことも考えていらっしゃるのかどうかについてもお答えをお願いいたします。

【大臣】

- 4 月 13 日土曜日、中野政務官が、埼玉県の川口市を訪問して、多文化共生施策の取組や、外国人住民をめぐる諸課題について、奥ノ木信夫市長等と意見交換を行いました。そのことは承知しております。当日は市内の公園を視察して、市担当者から説明を受けたほか、奥ノ木市長等との意見交換では、外国人住民をめぐる諸課題について意見交換が行われたという報告を受けております。法務省は外国人材の受入れ・共生に係る諸施策を政府全体として取りまとめる司令塔の役割と、総合調整の役割を担っています。この多文化共生施策促進のためには、国と地方公共団体の連携が重要であるという認識のもとで、今回中野政務官も訪問したのだと思います。お尋ねの、クルド人当事者や支援者等との意見交換、これは現時点では考えておりませんが、今回の意見交換等でいただいた御意見等も参考にしつつ、今後も地方自治体と連携して、多文化共生社会の実現のための各種取組を進めていきたいと思っております。

(在留特別許可ガイドラインの改定に関する質疑について)

【記者】

- 前回の記者会見なんですが、在留特別許可のガイドラインに関連した質問をしました。付与される在留資格について、個別事情に応じて判断するので一概に答えられないという御回答でした。しかし、過去10年間を振り返ってみても、退去強制令書発付後に難民申請したケースで、難民不認定であっても帰国できない事情に鑑みて、人道的配慮で定住者の在留資格が出ることも多かったですし、日本人配偶者等の在留資格も、今現在と比べると出やすかったと思います。それで在留活動に厳しい制限がある特定活動ではなく、活動内容に制限がない在留資格が出ていました。その中で、定住者が何回か更新されて永住者の在留資格の申請をするという傾向が以前はあったと思うんですが、今国会での先ほど入管法の改正の話が出ましたけれど、先日公表された在留特別許可のガイドラインの改定では、定住者とか永住者といった取得条件を厳しくしたりですね、それから永住者の取消し制度も作ろうとされています。なぜ安定した在留資格の取得のための手続の法整備ではなくて、外国人の定住や永住条件を厳しくしたり、日本人配偶者等の条件を厳しくしたりするのでしょうか。これは本当に多文化共生社会を作る上でも、障壁になるのではないかなと思うんですが、大臣の考えをお願いいたします。

【大臣】

- 在留資格につきましては、何度も御説明申し上げているように、従来から、当該外国人が行うとする活動、外国人が有する身分、地位、こういったものに依拠して、あくまで個別に判断を積み重ねていくという状況です。もう一方で、永住者を含めて外国人にも我が国の構成員として、ルールを守っていただくということも重要なことであると考えます。それができれば、日本の国民もより多くの外国人を受け入れようという気持ちが湧いてくるのではないかと思います。ですから、そういう長い目を見て、多くの外国人の方を受け入れるためにも、日本に来られたときには日本のルールにしっかり沿っていただくということも重要なことであって、そういう施策を今回も講じようとしているところです。個別事案に応じて、本当にその個別事案にふさわしい措置を採っていくというやり方をこれからもずっと、適切に積み重ねていきます。そのように御理解いただきたいと思います。

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00506.html

【国会】第210回国会 衆議院法務委員会（2022.11.8）

- （立憲民主党 米山隆一）まず、国籍法第三条第三項の規定についてお尋ねいたします。せっかくですので、これは事例ということでお伺いしたいんですけども、まず、アメリカ国内で、ちょっと事例で恐縮ですが、結婚していない日本人の父Aとアメリカ人の母Bとの間に子供Cが生まれました。日本において日本人の父Aがこの子供Cを認知したといたしますと、アメリカは属地主義で日本は血統主義ですから、子供Cは自動的に二重国籍を有します。そして、その上で、この子供Cが国籍法第十四条の義務を履行するためにアメリカ合衆国の手続で国籍離脱をした場合に、この子供Cは日本単独の国籍になります。ここで手続についてお伺いしたいんですけども、法務省のホームページを見る限り、国籍法第三条第一項による届出は、認知した日本の父の戸籍、出生届、認知に至った経緯の申述書、懐胎時期における渡航歴、その他親子関係を認めるに足る資料とされているんですけども、その他というのはいろいろあるからその他として、前半の四つ、戸籍と出生届と申述書と渡航歴という、これだけで十分であれば、その他としてDNA鑑定は必須ということではないという理解でよろしいのでしょうか。
- （法務省民事局長 金子修）認知された子が届出によって国籍を取得するためには、認知した者と子との間に真実の親子関係があることが必要であります。そのことを認定するためにDNA鑑定の結果を添付するなどの資料を要求するという事は、実際しておりません。
- （米山隆一）そうしますと、午前中の参考人の御意見、お話でもあったとおり、当然、それは申述等々ですから、エピソード的なものですから、後になって、いや、違ったということはあるんだと思います。また、DNA鑑定を必須としたところで、それは、誰かが偽のDNA鑑定書を持ってくるといいますか、他人のサンプルを出すなどとして、後から事実が判明するということはあるんだと思います。一旦国籍を取得した後、お話もありましたし事例もありましたが、後で事情が分かるということは当然あり得るということになるわけなんです。そういったふうに、今ほどの事例で、子供Cが一旦日本国籍を取得した後に、何らかの事情で、いや、これは違うぞと判明したら、この子供Cは、先ほどの事例にもありましたが、確認ということで、無国籍になるということでもよろしいのでしょうか。

- (金子局長) 委員が挙げていただいた事案について、子Cが日本国籍及びアメリカ国籍以外の第三国の国籍は有しないという前提でお答えします。事後的に父の認知が事実と反することが明らかになった場合は、認知による国籍取得の届出の効力が生じませんので、認知された子は日本国民でないということになります。また、子Cはアメリカ国籍を既に離脱しているため、国籍の回復手続などがされない限り、無国籍者となるということになります。
- (米山隆一) 今ほどのアメリカの話なんて、いかにもありそうな話なわけなんです。そんなに特異な事例じゃなく、十分無国籍はあり得るということなんだと思います。無国籍になった場合、子供Cはどうなるんでしょうか。在留資格といいますか、日本にいる資格というのはあるんでしょうか。
- (出入国在留管理庁次長 西山卓爾) 日本国籍が認められなくなった場合には、当初から在留資格を有していなかったということになります。
- (米山隆一) 有していなかったらどうするんですか。有していないその人を、一体、法務省としてどうされるのか、どうするのか教えてください。
- (西山次長) 日本国籍が認められなくなった者は、退去強制手続を受けることとなります。もっとも、退去強制手続について、これをどのように進めるかは個別の事案によるところでございます。例えば、児童については原則として收容しないということとしていることのみならず、その児童の監護に必要な親がいる場合には、その親が退去強制事由に該当するときであっても、收容することなく手続を行っております。退去強制手続においては、外国人が在留を希望する場合などに十分に主張できるように慎重な判断がなされるようになっているほか、退去強制事由に該当する場合であっても、法務大臣の裁量により、在留特別許可をされる場合がございます。
- (米山隆一) 結局、個別で考えるしかありませんということですよ。無国籍なんですから、退去しろといったってどこにも退去しようがないわけですので。ちなみになんですが、判明するとき、午前中のお話でもありましたけれども、子供Cと言っていましたけれども、子供Cがもう二十歳になって、何なら十八歳でも十六歳でも、結婚していました。子供Cがもはや結婚していて、しかも、この結婚する相手はアメリカ人だった。アメリカ人と結婚して、孫Dが生まれていました。そうしますと、この子供Cが日本人だったら、孫Dは、日本は血統主義ですから日本国籍を持ちますけれども、孫Dが生まれてから子供Cがやはり認知は違いましたということになりましたら、この

孫Dは日本国籍を失うということによろしいでしょうか。また、同じように、孫Dもこの事態が判明する前にアメリカ国籍を離脱していたら、孫Dも無国籍になるということによろしいでしょうか。

- (金子局長) このDにつきましては、出生による国籍取得が問題になります。孫Dがアメリカで出生しているなどによってアメリカ国籍を取得するといった事情がない場合を前提にしますと、関係しそうな日本国籍の取得の要件としては、出生のときに父又は母が日本国民であるときというのがありますが、Cが先ほどの理由、認知が無効とされたことによって日本国民でないということになると、これを理由にDが日本国籍を取得するということはないと思います。それから、アメリカ国籍も取得していない、あるいは失っているという条件の下では、Dが無国籍となる可能性が高いと考えられます。
- (米山隆一) やはりこれも同じような話で、そんなに異様な事例じゃないんですよね。割にありがちな話であるので、ありがちな話でそんなことが起こり得るんだということになろうかと思います。ちなみに、先ほど、強制退去の話について、無国籍であったら強制退去はないという話だったんですが、逆に、今ほどの話が、アメリカ人との結婚だとアメリカの国籍を離脱みたいな話があり得るとして、無国籍にならず、例えば韓国人の方と結婚されていて、日本国籍は失うんだけど、日本国籍を失った時点で、では今度は韓国の国籍が残りますみたいな話になった場合に、要は、認知無効によって韓国国籍だけが残りました、今まで日本国籍があると思っていたんだけど、それが無いから韓国国籍だけ残りましたみたいになったときには、それは韓国にやはり強制退去になるんでしょうか。
- (西山次長) 今委員が御指摘になった限りにおきましては、韓国国籍が認められたとしても、日本における在留資格を付与されていない状態になりますので、日本に在留されたいということであれば、適切な手続を取って対応することになると考えられます。
- (米山隆一) つまり、適切な手続を取らなければ韓国に行けと言われかねないということですよ。ちなみに、やはり、この認知無効の手続というのは非常に、きちんと定まっていないですし、分からないんですけれども、例えば、今ほどのお話で、いや、その認知が事実でない、実は、俺は、俺が父親だから認知が事実でないことを知っているという人がいたとします。そうすると、その人は一体全体、その認知は事実でないということ、どういう手続をして、いや、あの認知は実は事実じゃないんだということ、を言うのか。

かつ、それはいつまでできるんだということは伺いたくなるわけなんです、誰か、私人Xという方が、あの認知は事実でないということ把握した場合に、一体その人はどういう手続をすることになるんですか。

- (金子局長) 私人が、ある認知が真実でなくて無効じゃないかというようなことを主張する方法というのは、ちょっと私どもではよく分かりませんが、少なくとも、国籍の取得の有無という観点で問題とされる場合は、通常は、公的な機関からの通知が市区町村長にされるということを端緒にするということになっていますので、何か特定の私人が、あそこの認知はおかしいんじゃないかというようなことで、何か積極的に我々の方として調査をしたらかようなことは想定されないと思います。
- (米山隆一) いや、それはすごく想定されるんです、相続がありますから。相続を契機に、私、弁護士だからそういうのは多々あるんですけども、相続を契機に、いやいや、あれは実は息子じゃないんだという話はあるんですよね。だから、それを想定しなくていいんですか。では、全く私人が、いや、違うぞ、国籍法三条三項に基づいて、あれはうそだと思っても、それはもう何もできないということなんですか。それとも、それを警察に言ったら、それは警察からしかるべき公的機関に行くんですか。
- (金子局長) 少なくとも、相続等の民事上の問題であれば、今回、認知無効の主張できる者の範囲を限定しましたけれども、主張できる範囲であれば、訴えを提起するというふうなことで、民事上の決着は図られるということになります。国籍をめぐる公法上の法律関係については、別途考えるということになります。
- (米山隆一) いやいや、その別途をどうするんですかと聞いているんですけども。民事でやったら、では民事が確定したらいきなり、突然無国籍になるんですか。
- (金子局長) 民事上の判決と必ずしもリンクするわけではありません。
- (米山隆一) つまり、出入国管理庁ですか、どこかが突然動かない限りは、民事上、認知無効だとなっても、それは関係ないということでもいいんですか。
- (西山次長) 入管庁といたしましては、認知の有効、無効等を判断する立場にございませぬので、もし、委員お尋ねのような事案で情報提供がございまして、それに基づいて、対象の方が外国人であるというふうな取扱いを直ち

に行うことはありません。ただ、そういった情報提供を受けましたら、例えばですけども、虚偽認知という問題もございますので、警察に通報するなり、あるいは法務局に御連絡をするなりという対応は考えております。

- (米山隆一) 国籍法第二十条で言うような偽装認知というか、虚偽認知の罪はあるんですよね。では、これも、刑事罰が決まったとかということ、それは関係ないということですね。刑事罰が決まったって、やはり国籍があるかないかは相変わらず分からないということではないですか。
- (金子局長) 刑事罰が決まったことをもって、取りも直さず国籍がなかったということではないと思います。そのような有罪判決があったということが端緒になって届出がされ、市区町村長の通知されたことをきっかけに、その認知の効力を判断するということはあると思います。
- (米山隆一) そうしますと、結局、手続はどこで行われているかという、各市町村長なんですか、それとも法務省なんですか。手続、何か、誰かが、いや、違うぞと言った場合に、それはどこで、どういうふうに、誰がやるんですか。
- (法務大臣 葉梨康弘) 今、いろいろと御指摘ありましたが、まず、後でも、今日、議論のあることなんですが、今回の取扱いで新たにそうなったというわけではないということはず御理解をいただいた上で、例えば、認知無効の訴えというのが確定する、それが法務局に何らかの形で通報があって、法務局において国籍を削除する、そういうような行政行為を行う。あるいは、刑事事件で虚偽であるということが確定する、それが通報が行くことによって、法務局においてその国籍の削除というようなことをやる。いずれにしても、法務局においての行政行為ということになります。
- (米山隆一) そうすると、法務局の担当官がその場で判断する、そういう理解でいいわけですね。誰がどうやるんですか。法務局の何か、たまたま担当官がやるということですね。
- (金子局長) 何らかの端緒があって、市区町村から連絡があって、その上で、戸籍の記載が法律上許されないものとか、あるいは記載に錯誤あるいは遺漏があることを発見ということであれば、最終的にはその戸籍の訂正という形に結びついていくということになります。その効果は、そのときに国籍を失うのではなく、初めから国籍を取得していなかったということになるので、ここに何らかの行政行為は想定されていないということになります。

- (米山隆一) そうしますと、そもそも、今、虚偽だということが前提になっていますけれども、これはまたさらに、いや、虚偽だと言ったけれども虚偽じゃなかったということはあるわけですよ。俺が父親だと言ったけれども、実はその人は父親ではなくて。そうすると、今、行政行為ですらないので、一体全体、それに対してどうやって子供Cは異議を唱えるんでしょうか。一体全体、誰にどう異議を唱えたらいいのか。行政行為ならまだしも、行政訴訟というのはできるかもしれないんですけども、行政行為でもない、刑事でもない、民事でもないとなりますと、もし偽の告発をされた場合に、偽の告発であるの認知はうそだと言われた場合に、一体全体、子供Cはどうやってそれに対して異議を唱えるのか、教えてください。
- (金子局長) ある程度確実性のあるような端緒がないと、我々の方で、元々認知が無効だったという認定が難しいと思います。認知をした方の人についてはかなり手続が、例えば刑事罰、されるなら刑事手続、それから民事訴訟であれば民事訴訟の中で主張できる機会があると思いますが、確かに、今おっしゃった認知された子Cの側からするとなかなか、防御する、あるいは反論する機会というのはないというのが現実かと思います。
- (米山隆一) またさらに、そうやってはっきりしない中で、Xさんが、いや、あいつは日本人じゃないんだといううわさだけ立てて、うわさだけならまだしも、例えばXさんが実は子供Cと雇用関係を結んでいて、雇用関係を結んでいたんだけど、実はあの人は国籍がないから在留資格がなくて労働ビザがないんだよとあって、実際にお金を払わないとかということは可能なんですかね、もし仮に認知が本当に無効だとして。虚偽認知だということをXさんは本当に知っていて、だって俺が父親だもの、だからあいつは違うんだということをちゃんと知っていたとして、では、それを知っている、しかも、法律上無効というのは誰にとっても無効なわけだから、そうすると、そもそもあなたは遡って無効なんだから、それは私はお金を払う必要がない、そういう主張は通るんでしょうかね。
- (葉梨大臣) ずっと議論、やり取りを聞いておりまして、先ほど、私、行政行為と申し上げましたのは、行政機関が行う事実行為、そういう意味で申し上げたんですけども、今のお話ですと、遡って確かに国籍というのは削除されるわけですけども、それと雇用関係における契約というのはまた別物ではないかなというふうに思います。

- (米山隆一) ここまでで終わりにしようと思うんですけども、何を言いたいかという、どう考えても法に不備があるでしょうということだと思っ
たんですよ。それは例外的な事象、先ほど、午前中の話でもありましたが、法に
不備があったって、例外的な事象だからその場その場でやればいとおっし
ゃられたような気がするんですが、それは、やはり法をつくる者として、そ
んなことではいけないでしょう。やはりこれはちゃんと手当てをして、そう
いった、それはゼロにはできないにせよ、よく分からない事態が生じないよ
うにすべきだと思われま。しかも、その方法は、比較的、そんなにおかし
なことをする必要はなくて、認知を無効と言える期限を区切ればいとか、
それは最初から無効じゃなくて、ちゃんと何か手続を定めて、それで定まっ
たら、そこから初めて効果が生じるというふうにすればいいわけですよ。し
かも、その中で、無国籍のときには国籍はなくなるとすればいいわけな
ので。やはり、こういう穴のある法律をそのままにほっておいて、その場で
やりますなんというのは、それこそ法治国家としていかなものかと思いま
すので、是非、新しい、きちんとしたこれに対応する修正なり、法律案を作
っていただきたいと思うんですが、葉梨法務大臣の御見解を伺います。
- (葉梨大臣) この点について、実は法制審議会でも議論がございました。そ
れで、今回、民法において、認知無効の訴え、これについて期間を定めると
か、あるいは出訴権者を限るとか、そういった規律を新しく導入すること
になったわけなんですけれども、確かに、パブリックコメントの段階で、そう
いうような規律を国籍法の世界にも導入すべきではないかというようなコ
メントがあった。それについて法制審でも議論が行われたんです。ただ、や
はり、先ほどもちょっと議論になっていましたけれども、必ずしも認知無効
の訴えということだけで認知が無効になる、取り消されるということではな
くて、例えば偽装の認知の場合なんかは、さっきも言ったように、刑事罰の
過程でそういうことが、事実が分かる。そうなりますと、偽装認知の場合
ですと、これは法制審の議論というよりも、ちょっと私の意見ということに
なるわけですが、捜査もやっています、偽装認知の場合ですと偽装した側
がぐるだという場合もあって、認知無効の訴えを起こすかといったら、なか
なか起こすという場面はないんじゃないかというふうに思われるわけです。
いろいろなこともございまして、私自身、法制審の議事録を読ませていた
だきましたけれども、民法での認知に関する規律を国籍法に取り入れるとい
うことについては、現段階でそれを取り入れることはしないで、やはり別途、
国籍法の世界と民法の世界は切り分けていくべきであるというような議論

があったというふうに承知をしています。もちろん、だからといって、今の国籍法の規律について、午前中も近藤委員の陳述だけは、私、聞くことができましたので、いろいろな御意見があるというのもよく存じ上げています。ですから、先ほど、個別の事情ということで米山委員言われたわけですが、もちろん、しっかり個別の事情を酌みながら、日本で生活して、あるいは教育を受けていた、そういうような子供たちが不利益を被らないように、私たちとしてもしっかりと、入国管理行政の面でも、あるいは帰化とか、あるいは国籍を本国に紹介するとか、そういった面でも適切な対応をしていかなければいけないなということは痛感しております。

- (金子局長) 一点だけ訂正させていただきます。先ほど、戸籍の記載について訂正等をする主体、私、もしかすると法務局と申し上げた場面があったかもしれませんが、主体は市町村長、市区町村長ということになりますので、訂正させていただきます。
- (立憲民主党 山田勝彦) 今回の民法の改正案、親の体罰を禁止し、子供の利益を守ることが明確化されました。また、女性が離婚後百日間再婚できないという理不尽な現行法を改め、再婚禁止期間が廃止されました。さらに、認知によって親子関係が一旦成立し、七年が経過した場合は、その認知を否定できなくし、子の権利や利益を保護しようとする前向きな内容になっています。全体として改正内容に賛成しております。しかし、国際的な流れから逸脱する国籍法三条三項が新たに設けられました。ある日突然、父親だと信じていた人が父親でなかったという事実が判明した場合、日本国籍を失ってしまう。親の事実と反する認知によって、なぜ何の責任もない子供が国籍を失うという多大なる不利益を受けなければならないのか、全く理解できません。午前中の近藤参考人と鎌田委員との質疑を聞いていて、改めて人道的な問題があることを強く感じました。日本人でなくなる。それが国籍を取得した日にまで遡り、日本人としてこれまで過ごしてきた全期間が、その人の人生が否定されてしまうこと。驚くべきは、過去に遡って不法滞在扱いされてしまうということです。子供に、生まれ育った日本にいれなくなる、そういった恐怖心を与えてしまうような法改正、子供の無国籍はあってはなりません。そもそも、この国籍法を新設する理由、事前に法務省の担当部局に確認しておりますが、偽装認知による不正な国籍取得を防止するためだ、そういう説明を受けています。今日の午前中、近藤参考人ははっきり言われました。既に厳格な審査を行っていて、偽装認知はかなり防止できていると。国際的

な無国籍を防止する法整備が他国で進む中、また、本改正案において子の権利や利益を保護するという趣旨に、明らかに矛盾しています。法案全体には賛成ですが、参考人の意見を聞いた上で、やはり、この国籍法には強く反対いたします。大臣、国籍法三条三項、大きな問題があると思います。削除すべきではないでしょうか。

- (葉梨大臣) これも先ほど来議論のあるところで、私も近藤参考人の意見陳述は、グランディ難民高等弁務官とかと会ったりもしていたものですから、ほかの、鎌田委員の質疑の時間に聞けなかったんですけども、意見陳述は拝見、見させていただきました。その上で、近藤参考人が、たしか十月二十七日の意見書の中にも書かれていたんですけど、この三条三項の規律というのが新しい規律ではなくて、今の、現状の規律をなぞったものであるということは近藤参考人も理解をされているだろうというふうに思います。先ほどもちょっと申し上げましたが、ここの三条三項で、私どもは新しい規律を設けようとしているわけではありません。公法である国籍法の規律の中で、認知に反する事実が明らかになったときは、これを遡って、つまり、届出が有効でなかったものとして、不受理という事実を遡ってという現在の運用規律、これを変えるものではない。そして、なぜそのところを変えなかったのかということなんですが、先ほどもちょっと紹介をさせていただいたんですが、法制審議会での議論がございます。パブリックコメントの中でも、今回の認知に関する規律というのが相当変わってきている、この民法の認知の規律というのを国籍法にも適用すべきではないかという意見はあったことはありました。そこについても丁寧な議論は、実は法制審議会でも行われておりました。しかしながら、民法の規律をそのまま公法である国籍法に取り入れるということについては、議論の一致というか、これは見ることはできませんで、やはりそこは切り離していくべきであるということが結論として全会一致で、結論としては決まったということに理解しています。その説明として偽装認知の話もあるんだろうと思うんですが、偽装認知といいますのは、つまり、平成二十年に国籍法が変わるときに、やはり偽装認知の問題というのが非常に大きな問題になりました。そこで、偽装認知ということを考えますと、認知を偽装する側が誰かとぐるになって、子供に責任がない場合は多いと思うんですが、そうすると、認知無効の訴えを偽装認知をした側が出すということはなかなか考えられない。ですから、いろいろな形の摘発ということでその偽装認知が明らかになって、そして、それが市町村を通じて法務局に通報されて、法務局が国籍を持っていますので、国籍を削除するというよ

うな事実行為を行う。そうなってくると、今の認知に関する民法の規律、これをそのままやはり国籍法に当てはめるとというのは、なかなか議論のあるところだと思います。また、国籍法の原則というのが、やはり血統主義で、極めて例外的な出生地主義ということになっているということになりますと、それについての、やはり今後、哲学的な議論もまた出てくる可能性もある。ただ、るる申し上げましたけれども、思いは全く一緒でございまして、日本に生活していた子、しかも帰責事由のない子供、それから教育なんかも受けている、そういう子供、これを不利益な扱いをしては絶対ならない、私は政治家の一人としてそう思います。ですから、後でも議論いたしますので、そのとき答えるといたしまして、個別にしっかり対応していかなければいけないと思います。

- (山田勝彦) 大臣、丁寧な御回答、ありがとうございます。虚偽認知に基づく国籍取得は、大臣おっしゃるとおり、本当にあってはならない、そういうのは私も当然だと思っております。大いに取り締まるべきだと。しかし、虚偽認知による不正な国籍取得を防止するために無国籍者を生み出してしまっているのでしょうか。まさに本末転倒ではないのでしょうか。近藤参考人が指摘されたように、不正な国籍取得に対しての対策は今まさに法務省を挙げてされていると。自らに何の罪もない子供が突如として無国籍状態になってしまうことを現行法は肯定してしまっています。法治国家として、どちらを葉梨法務大臣は優先して防ぐべきだと思いますか。簡潔にお願いします。
- (葉梨大臣) 時間の関係もあるので、簡潔に御答弁します。先ほども紹介した法制審の議論を鑑みますと、制度的に国籍法で対応するというのはなかなか難しい面があるかな。ただ、しかしながら、やはり個別に私どもがしっかりと運用することによって、帰化、あるいは本国の紹介、あるいは在留特別許可、いろいろな手段を講じながら、不利益が生じないような方策というのをしっかりやっていくということが大切だと思います。
- (山田勝彦) まさに木を見て森を見ず、そのような状況かと思えます。余りにも不正防止を意識する余りに視野が狭くなり過ぎている。より重要な視点が抜け落ち、物事の本質を見誤った法改正が行われようとしていることに強い懸念を示させていただきます。国際機関であるUNHCRは、国連総会から無国籍の把握、防止と削減そして無国籍者の保護という世界的任務を与えられ、各国政府と今まさに協力して取り組んでいるところです。UNHCRは、今回の国籍法三条改正案に伴い、日本政府に対し、国籍法に基づいて

無国籍及び国籍の恣意的剥奪の防止を確実にするための具体的な提言がなされています。大臣、日本はなぜ無国籍者地位条約、そして無国籍削減条約、この二つに批准していないのか。これも大きな問題だと思っております。時間がないので次に行きますが、その上で、この国籍法三条三項、実は、日本が締結している国際条約である児童の権利条約や自由権規約に明らかに違反しております。自由権規約の第二十四条第三項では、全ての児童は国籍を取得する権利を有するとしています。また、児童の権利条約第八条第一項では、締約国は児童が法律によって認められた国籍を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束するとあります。児童が国籍を保持する権利を尊重する、この条約に日本は締結しているにもかかわらず、全く尊重されていないではないでしょうか。このような明確な国際条約違反、大臣、これは問題ではないでしょうか。

- (葉梨大臣)先ほど来のお話で、木を見て森を見ずというお話でありましたが、この国籍法の世界もまた法治主義の世界でございます。これはなかなか制度的に、今、だからといってすぐにいじるといのが可能かどうかというのは、なかなか難しい面があるんです。その上でお答えをさせていただきたいと思うんですが、おっしゃるとおり、児童の権利条約あるいは自由権規約、これについては、児童が国籍を取得する権利を有することなどを規定しています。これは、現在の国際社会で国籍を有しない児童の地位が不安定であること、これに鑑みて、締約国が児童は国籍を取得する権利を有することを認めるとの原則を規定したものです。ただ、これは、各条約の締約国が、自国内で出生する場合を含めて、自国内にいる全ての児童に対して自国の国籍を付与する義務まで課したのではない、そういうふうに理解をしています。我が国の国籍法では、無国籍者の発生を予防すべく、出生による国籍の取得に関し、原則として父母両血統主義を採用し、補充的に生地主義を採用しています。さらには、無国籍者について、より帰化条件が緩和される、簡易帰化によって日本国籍を取得する、そういったこともできるようにしています。ですから、このような施策、法律の体系が、おっしゃるような児童の権利条約あるいは自由権規約に反している、そういうふうに私どもは考えているわけではございません。
- (山田勝彦)大臣から、先ほど来、なかなか国籍法に適用していくのが困難であるというお話がありました。しかし、海外ではどうでしょうか。用意した資料を御覧ください。UNHCRの資料です。一ページ目、オランダ。第十

四条第八項では、オランダ国籍、喪失の結果無国籍が生じるときは失われ
ない。ノルウェー。同様に、無国籍となる場合は適用されない。ここで示され
ている多くの国々が、国籍を失う場合に無国籍となる場合はその国籍を剥奪
しないことを明記しています。これがグローバルスタンダードではないでし
ょうか。さらに、一番最後、スペイン。スペインでは、スペイン国籍を十年
間保持し、かつ継続的に使用してきたことは、そもそもの資格が無効とされ
るべきであったとして、スペイン国籍を確認する根拠となると明記されてい
ます。つまり、十年間スペイン人として過ごしていた実績があれば、仮に事
實的に親子関係が認められなかったとしても、スペイン人として、そのまま
スペインで生活していいという規定です。日本が今行おうとしている法改正
は、全く世界の流れから逆行していると言わざるを得ません。これまでの国
籍が維持されるように、日本でも、世界同様、保護していくべきだと思われ
ます。無国籍を防ぐ法改正が求められています。大臣、無国籍防止規定、加
えるべきではないでしょうか。

- (葉梨大臣) 先ほど来申し上げておりますように、国籍法については、更なる哲学的な議論も含めた議論というのが私は必要なんだろうと思います。ただし、グランディ難民高等弁務官とも今日お会いいたしましたけれども、やはり、我々は、無国籍者を生み出さない、そういう努力をしっかりとしていくということは大切なことだというふうに思っています。そういうことで、先ほども申し上げましたように、例えば簡易帰化の要件、あるいは無国籍とならないように本国を紹介する、さらには、日本にいていただいて、いろいろな帰化をお手伝い、お手伝いというか支援をしていく。そういう意味で、先ほど言ったような、日本に生活していたこと、あるいは教育を受けていること、これは積極的に考慮する要素として、しっかり私たち自身も考慮していかなければいけないと思います。そこは、血も涙もないというふうに言われ
ないように、しっかり血も涙もあるように、我々しっかり対応しなきゃいけ
ないし、また、今後は是非、国籍法の議論については、全体の議論ということ
で、また国民的にも議論をしていただければありがたいなというふうに思
います。
- (山田勝彦) 新聞報道によれば、国内で無国籍の人は二〇一四年以降約三千
四百人確認されている、そして、支援する民間団体によれば実際は一万人以
上いるとも指摘されています。このように、現行、無国籍状態を放置してし

まうかのような法整備。実際に無国籍になってしまった方々、どのような不利益を私たちの社会で被ってしまうのか、改めて教えてください。

- (葉梨大臣) これは、本当に不利益は大きいと思います。守ってくれるべき国がないということ、このことは本当に、私は、だからこそ私自身も解消の努力というのはしっかりしていかなければいけないと思います。具体的には、当然旅券も発行されませんから、諸外国にも行くこともできないし、極めて大きな不利益であるというふうに思います。
- (山田勝彦) 大臣の真っすぐな思い、気持ち、本当に届きました。確かに、不利益、物すごい不利益なんです。さらに、恐ろしいことに、遡って効力を失わせますよね、今回の内容。違法滞在期間中、日本国民として受けられた社会保障や、例えば選挙権などはどうなってしまうんでしょうか。児童手当は返還しないといけないんですか。選挙で投票した票はどうなってしまうんですか。過去の日本人としての歩みを消されるということは、大変重要なことです。この点についてもお答えください。
- (葉梨大臣) 児童手当とか生活保護、これは是非厚労省の方にも聞いていただければありがたいと思うんですが、例えば選挙権について言えば、過去に投票したものの、これについては、別に、後日、前の選挙の確定結果からその一票が抜かれるとか、そういうことはないというふうに私は聞いています。
- (山田勝彦) 大臣から、対策として、先ほど来、帰化についての言及がっております。国籍法五条二項では、このように規定されています。「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」つまり、葉梨法務大臣は、特別な事情があると御自身が認めれば、帰化を許可する権限をお持ちです。このようなケース、葉梨大臣、当然、帰化、許可されるのでよろしいでしょうか。そのような法解釈でよろしいでしょうか。
- (金子局長) 今御指摘になったのは国籍法五条二項かと思いますが、「外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合」というのは、重国籍状態にある者がその重国籍を解消することができないような場合を想定しておりますので、ちょっと場面を異にするように思います。

- (山田勝彦) それでは、葉梨大臣が先ほどおっしゃった簡易的に帰化を認めるというのは、一体どういうことなんでしょうか。
- (葉梨大臣) これは、今局長から答弁したとおり、その帰化の許可をすることができない理由というのが第五条にずっと列挙されている。二項を委員引かれたんですけれども、簡易許可というのは、そうではなくて、八条になってまいります。第八条の四号、これで「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者で」、これは遡りますので、「その時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」、これについては、その者が五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができるという規定になっておりまして、これを利用していくことができるのではないかと趣旨で最前来答弁をさせていただいています。
- (山田勝彦) ありがとうございます。では、八条を活用することで、こういったケース、帰化を与えていくことができるということによろしいでしょうか。ただし、ここにも大きな矛盾、午前中、近藤参考人が指摘されたように、そもそも国籍、帰化を与えるということは、国籍を更に与え直すんですよね。であれば、国籍を奪う必要はないんじゃないでしょうか。ここに大きな矛盾があるんですが。帰化ができるから大丈夫ですよじゃないんですよ。帰化を与えるぐらいだったら、国籍を奪う必要はなくてもいいですか。大臣、いかがでしょうか。
- (葉梨大臣) そこが先ほど来ちょっと哲学的な議論と言っているところでございまして、国籍法というのは、まさに血統主義と例外的な出生地主義。そして、帰化というのは、それと別で個別に国籍を与えるという行為になってまいります。そうなりますと、真正・生物学的な子供ではない子供、これに対して国籍を与えるということになりますと、やはり今の現行法の体系の中では帰化というものを利用していかざるを得ないというたてつけになりますので、最前来そういう答弁をさせていただいています。そうなりますと、つまり、生物学的な、血統主義じゃない方を最初から日本国籍を認めるということになりますと、その血統主義の例外ということになりますので、これはいろいろと議論のあるところではないかなというふうに思います。
- (山田勝彦) 大臣なり、法務省、行政側の理屈はそうなのかもしれませんが、これは人生が懸かっているんですよね、当事者は。その行政手続の、何か国籍と帰化がちょっと一緒にできないとか、誰も理解できないと思います、国民は、その説明で。これは本当に検討していただきたいと思います。さらに、

じゃ、帰化があればいいじゃないかということは大きな問題がありまして、帰化はそもそも半年から一年ほどの長期間を有する。簡易的な帰化をと言われたので、これは大事なポイントです。どの程度の期間で帰化が認められるんでしょうか。

- (葉梨大臣) 実際、認知無効になりまして帰化を認めるケース、近藤参考人の例を出されたのを私も勉強させていただいたんですが、ちょっとあのケースは少し長くかかったというのは、別にいろいろな事情があったからだというようなこともあるようでございます。具体的にどれぐらいの期間で帰化を認められるかというのは、なかなかこの適用事例がないものですから、しっかりそこら辺の運用も含めて、私ども検討していきたいと思えます。できるだけ早くというふうには思います。
- (山田勝彦) ありがとうございます。今改正案では、親子関係の認知無効を訴えられない期間として、七年の認知期間が提案されています。親の虚偽認知によって全く罪のない子が国籍を喪失してしまい、不利益を被ることがあってはなりません。葉梨大臣も、守ってくれる国がないという状態は大変な状況であると御心配いただいております。子が既に取得した国籍が喪失、剥奪されることのない、先ほど紹介したスペインのように、一定の期間制限として、今回改正される親子の認知関係同様、この七年の期間を同様に適用すべきではないでしょうか。
- (葉梨大臣) これも最前来てずっと申し上げているとおり、やはり、今回御提案させていただいたものは、法制審の議論を踏まえて、民法の世界をしっかりと整理をしていこうと。ただ、その民法の改正内容、これを国籍法に取り込むということは切り離してということで提案をさせていただいています。御意見が御意見としてあるということは、私もよく、山田委員のお気持ちも、熱い気持ちも分かりますし、また理解もできるんですが。ただ、しかし、私どもとしては、やはり、法律として提出している以上は、国籍法の取扱いというのは従前どおり、もちろん、いろいろ御意見はあるだろうと思えます。ただ、今回はやはり民法の部分のしっかりと整理をしていきたいなというふうに思っています。
- (山田勝彦) やはり、日本国籍を七年以上有していれば親の虚偽認知が判明しても国籍を失うことがない、また、そもそも日本国籍を失うことで無国籍になってしまう、そういったことを防止するための法整備、必ず必要であると強くお訴えさせていただいて、私の質疑といたします。